



北海道廃棄物処理計画[第5次]

令和2年（2020年）3月

北 海 道

【目次】

第1章 計画策定の趣旨等

1 策定の趣旨・位置付け	1
2 策定の視点等	2
3 計画の期間	2

第2章 廃棄物の現状と将来予測

1 一般廃棄物の排出、処理状況及び将来予測	3
2 産業廃棄物の発生、処理状況及び将来予測	4

第3章 目標及び施策展開の基本的な考え方

1 適正処理に関する目標	6
2 施策展開の基本的な考え方	7

第4章 各主体の役割

1 道民	9
2 事業者	10
3 道	11
4 市町村	12

第5章 一般廃棄物の処理に関する方針

1 ごみの排出の抑制	14
2 ごみの適正な循環的利用	15
3 ごみの適正処理の確保	17
4 ごみの広域的な処理	21
5 効率的なごみ処理事業の運営	22
6 災害廃棄物対策等	23
7 生活排水対策	23
8 海岸漂着物対策の推進	25

第6章 産業廃棄物の処理に関する方針

1 業種別	26
2 種類別等	33
3 地域別	34
4 特別管理産業廃棄物等	36

5	施設整備のあり方	36
第7章 重点的な取組が必要な廃棄物の処理に関する方針		
1	バイオマス	40
2	その他の重点的な取組が必要な廃棄物	41
第8章 廃棄物の処理に関するその他の方針		
1	優良な産業廃棄物処理業者の育成	47
2	不法投棄等防止対策等の不適正処理対策	47
3	道外産業廃棄物の取扱い	51
4	普及啓発等	51
5	支援体制	52
6	制度の改善	53
第9章 計画の推進		
1	数値目標に係る現状把握	54
2	進行管理	54
3	公表	54
4	次期計画	54
資料編		
1	本編関係資料	55
2	参考資料	71

第1章 計画策定の趣旨等

1 策定の趣旨・位置付け

「北海道廃棄物処理計画」(以下「処理計画」という。)は、道が、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)に基づき、国の基本方針*に即して、北海道の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画として策定するものです。

また、処理計画は、循環型社会の形成を更に加速させるための新たな枠組みとして、平成20年(2008年)10月に公布された「北海道循環型社会形成の推進に関する条例(以下「循環条例」という。)」に基づく「北海道循環型社会形成推進基本計画」(以下「基本計画」という。)における、廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用及び適正処理に関する個別計画としても、位置付けられています。

* 国の基本方針: 廃棄物処理法第5条の2に規定される「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」

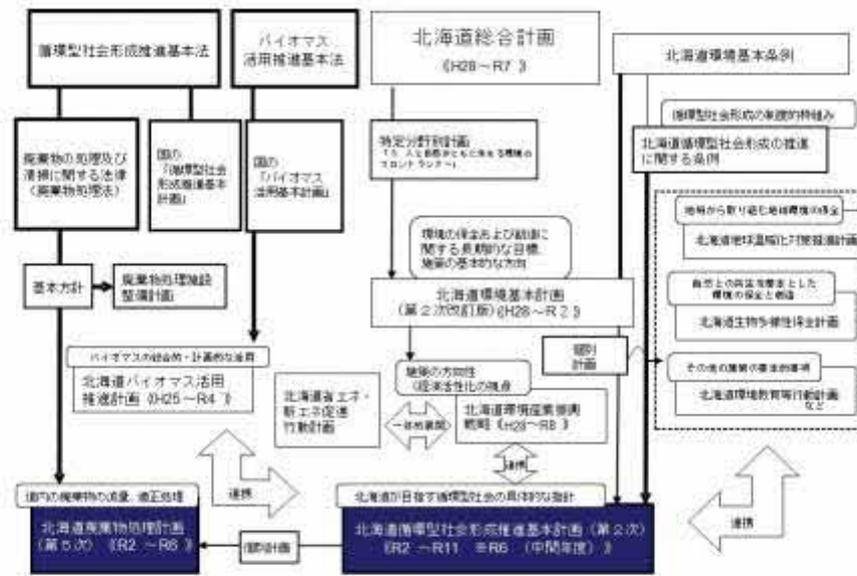


図1 計画の位置付け(体系)

2 策定の視点等

処理計画は、国の基本方針に示されている廃棄物の「排出抑制」、「適正な循環的利用*」、「適正処理の確保」や、この基本方針に即して策定されている「廃棄物処理施設整備計画」に加え、基本計画に示されている「バイオマスの利活用」、「リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興」を視点とします。

また、「経済的側面や社会的側面にも視野を広げた循環型社会・低炭素社会・自然共生社会づくりの統合的取組」と「地域循環共生圏」の考え方を踏まえるものとし、3Rのうち、リサイクル（再生利用）に比べ優先すべき取組であるリデュース（排出抑制）、リユース（再利用）の優先、廃棄物系バイオマスの地域の特性に応じた適切な再生利用、地球温暖化防止・省エネルギー等にも配慮した廃棄物処理施設の整備に向けた取組等を推進します。

* 循環的利用とは、再使用、再生利用及び熱回収の総称とします。

■国の基本方針（改正 平成 28 年 1 月 21 日環境省告示第 7 号）

「基本的な方向」 ※平成 22 年 12 月 20 日環境省告示第 130 号からの主な変更点

- 非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する施策の推進等についての事項を基本方針に追加
- 優良産廃処理業者認定制度に関する内容を盛り込むとともに、電子マニフェストの普及促進を図る旨を記載
- 水銀に関する水俣条約を受け、水銀廃棄物に関する内容を盛り込む
- PCB廃棄物処理基本方針の改定を踏まえ、記載内容を修正
- 循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するための取組を充実させる

■廃棄物処理施設整備計画（平成 30 年 6 月 1 日 閣議決定）

「廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施のポイント」

※抜粋

- 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた 3R の推進
- 地域住民等の理解と協力の確保
- 廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進
- 廃棄物系バイオマスの利活用の推進
- 災害対策の強化

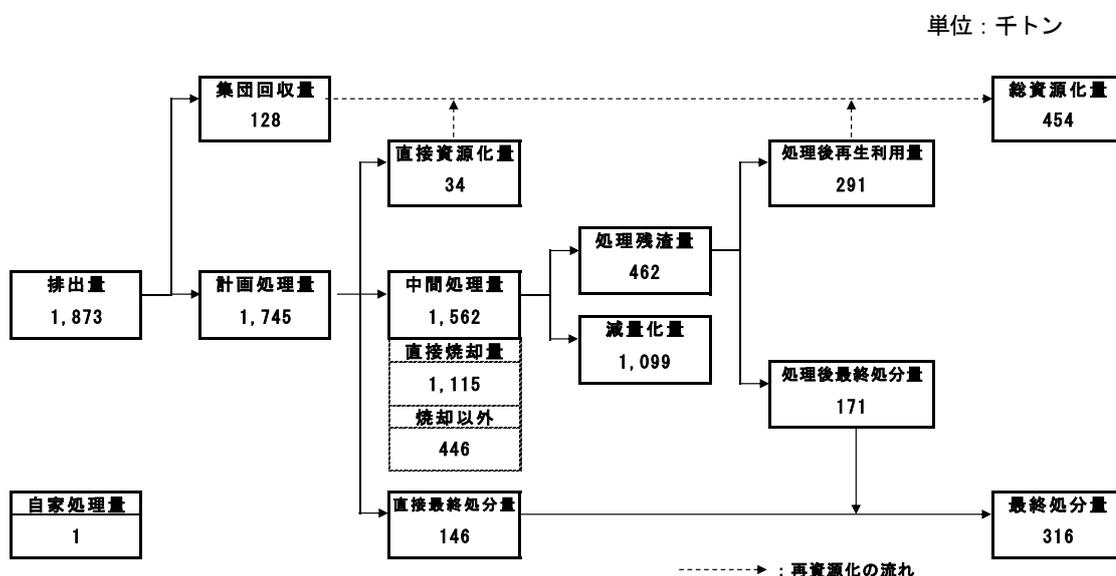
3 計画の期間

計画期間は、令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの 5 年間とします。

第2章 廃棄物の現状と将来予測

1 一般廃棄物の排出、処理状況及び将来予測

- ・ 本道における平成 29 年度（2017 年度）の一般廃棄物のごみの排出量は 1,873 千トンであり、このうち、直接資源化又は中間処理を経て資源化された量と集団回収量を併せた資源化量は 454 千トン、最終処分量は 316 千トンとなっています。
- ・ 道民 1 人 1 日当たりのごみの排出量は 961 グラムであり、全国平均を上回っています。
- ・ 減量処理率は全国平均を下回っており、焼却等の中間処理を行わずに埋立処分する割合が高くなっている一方、リサイクル率は平成 21 年度（2009 年度）から全国平均を上回っています。
- ・ 道民 1 人当たりの年間のごみの処理経費は 16,400 円であり、全国平均（15,500 円）よりやや高くなっています。
- ・ 計画期間の最終年度となる令和 6 年度（2024 年度）のごみの排出量は、一般廃棄物処理事業実態調査に基づく過去 5 年間の傾向により推計すると、平成 29 年度（2017 年度）に比べ約 10% 減となる 1,700 千トンと予測されます。



注 1) 単位未満は四捨五入をしているため、合計の数字と内訳の計が一致しない場合がある。

注 2) 直接資源化量、中間処理量及び直接最終処分量の合計は、計量誤差等により、計画処理量とは一致しない。

※用語の定義は資料 1 参照

図 2-1 ごみの排出及び処理状況（平成 29 年度）

表 1 1 人 1 日あたりのごみの排出量等の推移

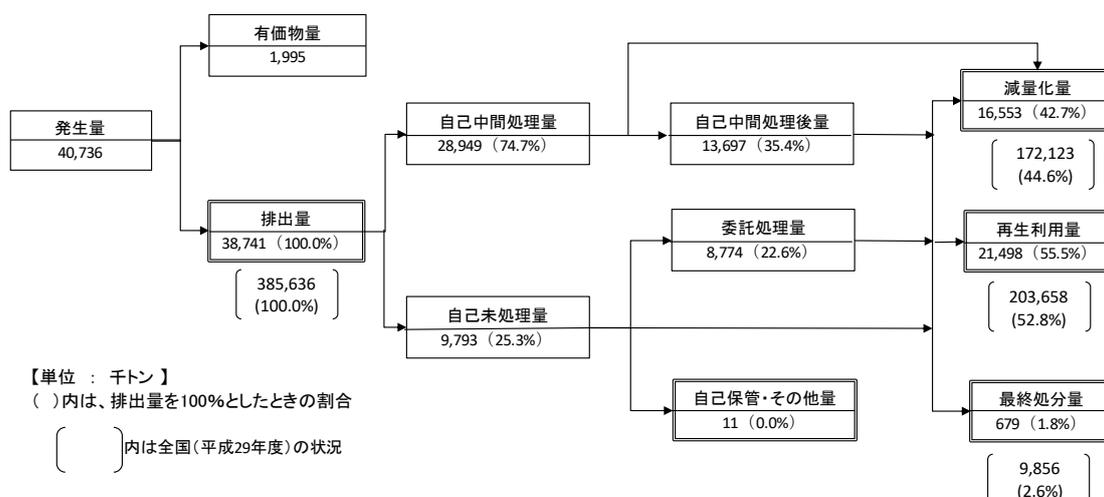
区分		H24	H25	H26	H27	H28	H29
1 人 1 日 当たり排出量	北海道 (g/人・日)	1,004	1,013	990	984	970	961
	全 国 (g/人・日)	963	958	947	939	925	920
減量処理率	北海道 (%)	89.6	89.3	90.2	90.9	90.8	91.6
	全 国 (%)	98.7	98.6	98.7	98.9	99.0	99.0
リサイクル率	北海道 (%)	23.6	24.0	24.6	24.3	24.3	24.3
	全 国 (%)	20.5	20.6	20.6	20.4	20.3	20.2

※用語の定義は資料 1 参照

2 産業廃棄物の発生、処理状況及び将来予測

- ・ 本道における平成 29 年度（2017 年度）の産業廃棄物の発生量は 40,736 千トンであり、発生量から有価物量 1,995 千トンを除いた 38,741 千トンが排出されています。
- ・ このうち、中間処理を経て 16,553 千トンが減量化され、21,498 千トンが再生利用、679 千トンが最終処分、11 千トンが自己保管等されています。
- ・ 計画期間の最終年度となる令和 6 年度（2024 年度）の産業廃棄物の発生量は、法律上の廃棄物の分類に変更が無く、また、業種別に見た産業廃棄物の種類別発生量の構成に変化がないことを前提に、「北海道産業廃棄物処理状況調査」に基づく過去およそ 10 年間の傾向により推計すると、40,010 千トン程度と予測されます。

また、令和 6 年度（2024 年度）の産業廃棄物の排出量を同様に推計すると 38,045 千トン程度と予測されます。【資料 2 参照】



※詳細や用語の定義は、資料 3-1～3-3 参照

図 2-2 産業廃棄物の発生及び処理状況

表 2 産業廃棄物の発生量等の推移

区分	平成 19 年度	平成 24 年度	平成 29 年度	全国 (平成 29 年度)
発生量 (千トン)	39,920	40,576	40,736	
排出量 (千トン)	38,257	38,752	38,741	385,636
再生利用量 (千トン)	19,909	21,681	21,498	203,658
再生利用率 (%)	52	56	55	53
最終処分量 (千トン)	936	721	679	9,856
最終処分率 (%)	2	2	2	3

- ・ 排出量を種類別で見ると、動物のふん尿が1,951万トン（全体の約50%）で最も多く、業種別で見ると、本道の産業構造を反映し、農業から1,971万トン（全体の約51%）で最も多くなっています。【資料4-1、4-2参照】

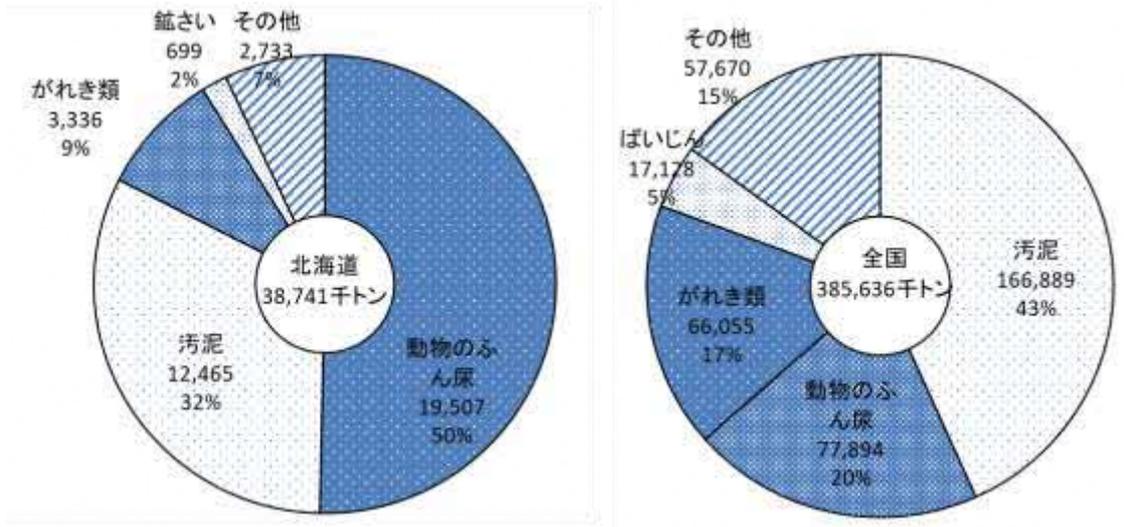


図2-3 種類別排出量（北海道・全国）（平成29年度）

単位：千トン

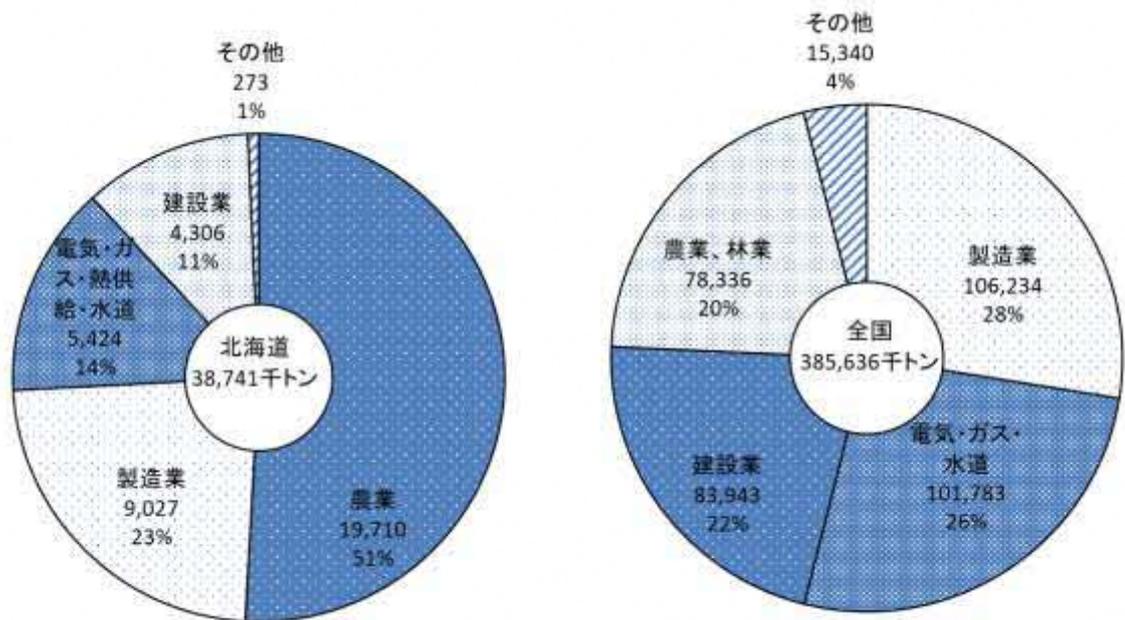


図2-4 業種別排出量（北海道・全国）（平成29年度）

単位：千トン

第3章 目標及び施策展開の基本的な考え方

計画期間の最終年度となる令和6年度（2024年度）の廃棄物の排出量等に関する指標及び目標を定めるとともに、これらの目標の達成に向けた施策を展開するための基本的な考え方を示します。

また、図3には、目標、施策展開の基本的な考え方及び第5章から第8章に示す廃棄物の処理に関する方針との関係を示します。

1 適正処理に関する目標

- ・ 廃棄物の適正処理に関する指標は、「排出抑制」、「適正な循環的利用」、「適正処理の確保」及び「バイオマスの利活用」に関するものとし、目標は現状と将来予測を考慮するなどして設定します。【資料5参照】
- ・ 産業廃棄物に関しては、「第6章 産業廃棄物の処理に関する方針」に業種別等の個別の指標及び目標を示します。

(1) 排出抑制

排出抑制に関する指標は、「排出量」とします。

区分	現状（平成29年度）	目標（令和6年度）
一般廃棄物 ^{※1} の排出量	1,873千t	1,700千t(約10%削減)以下とする
1人1日当たりのごみ排出量	961g/人・日	900g/人・日以下とする
1人1日当たりの家庭から排出するごみの量	598g/人・日 (453/人・日) ^{※2}	550g/人・日以下とする
産業廃棄物の排出量	38,741千t	37,500千t以下とする
〃（動物のふん尿除く）	19,234千t	18,000千t以下とする

※1 ここでは「し尿」を除いています。

※2 括弧内の数値は、国に合わせて資源ごみを除いて算出した値です。

（参考）令和7年度の目標値：440g/人・日以下

(2) 適正な循環的利用

適正な循環的利用に関する指標は、「リサイクル率」及び「再生利用率」とします。

区分	現状（平成29年度）	目標（令和6年度）
一般廃棄物のリサイクル率 [=総資源化量/（直接資源化量 +中間処理量+直接最終処分量 +集団回収量）×100]	24.3%	30%以上とする
産業廃棄物の再生利用率 [=産業廃棄物の再生利用量/ 産業廃棄物の排出量×100]	55.5%	57%以上とする
〃（動物のふん尿除く）	36.3%	38.5%以上とする

(3) 適正処理の確保

適正処理の確保に関する指標は、「最終処分量」とします。

また、「第5章 一般廃棄物の処理に関する方針」及び「第6章 産業廃棄物の処理に関する方針」に廃棄物処理施設等に関わる目標を示します。

区分	現状（平成29年度）	目標（令和6年度）
一般廃棄物の最終処分量	316千t	250千t(約20%削減)以下とする
産業廃棄物の最終処分量	679千t	570千t

(4) バイオマスの利活用

バイオマスの利活用に関する指標は、「廃棄物系バイオマスの利活用率」とします。

区分	現状（平成 28 年度）	目標（令和 4 年度）
廃棄物系バイオマス利活用率 （排出量ベース（炭素換算量））	89.8%	90%以上とする

2 施策展開の基本的な考え方

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策では、できる限り廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものは不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、「適正な循環的利用」を行い、発生・排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものは、適正な処理を確保することを基本とし、次に示す考え方のもとに廃棄物の処理に関する方針を定め、施策を展開します。

(1) 適正な管理

廃棄物を処理する施設における適正な維持管理等の確保、排出事業者における廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用及び適正処理の確保に向けた取組の推進により、廃棄物処理に伴う環境負荷を低減させます。

(2) 協働による取組

道民、事業者及び行政が協働で廃棄物に関する諸問題に取り組み、地域で相互に連携して的確に行動することにより、廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用や適正処理の確保を図ります。

(3) 透明性の確保

廃棄物処理に関する様々な情報を提供又は公表するとともに、道民、事業者及び行政の相互の対話を促進することにより、情報の的確な伝達とそれに基づく適正な判断と行動を促し、廃棄物処理に関する透明性、信頼性を確保します。

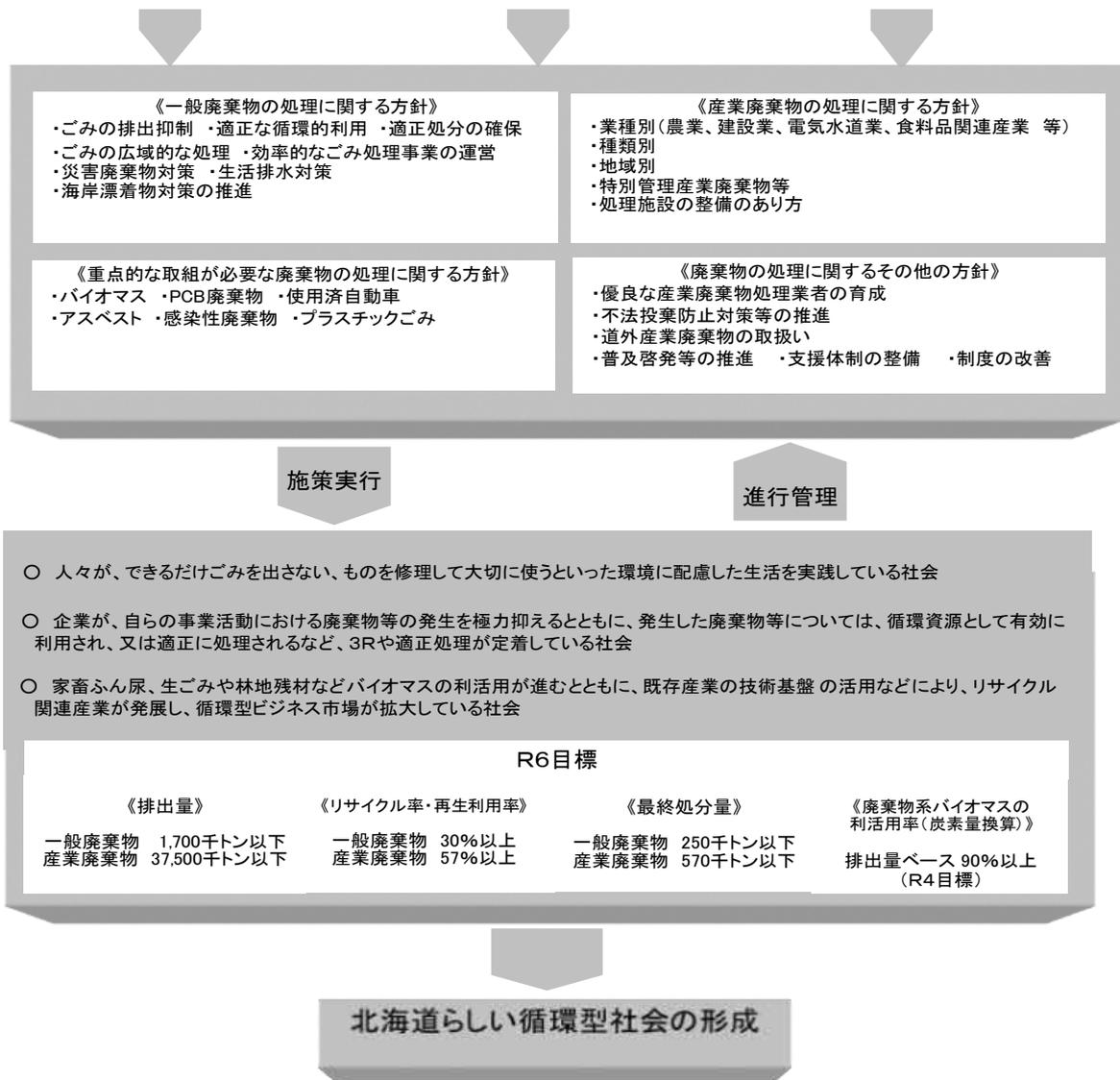


図3 北海道廃棄物処理計画の概要

第4章 各主体の役割

北海道らしい循環型社会の形成に向け、「廃棄物の適正な管理」、「協働による取組」や「透明性の確保」という基本的な考えをもとに、道民、事業者、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）の各主体が次に示すそれぞれの役割を果たすことにより、処理計画の目標の達成を目指します。

1 道民

- ・ 自らが廃棄物の排出者であることを自覚して、3Rを意識した循環型のライフスタイルへの転換を図るものとし、環境への負荷をできる限り低減していくために、商品の購入時、使用時、廃棄時等の各段階において、排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）といった2Rを優先した取組を実践するものとしします。
- ・ 廃棄物の処理や処理施設の設置計画及びその管理に関心を持ち、廃棄物処理に関する理解を深めるものとしします。
- ・ 道及び市町村の実施する排出抑制及び適正な循環的利用に関する施策や取組、地域の清掃活動に、積極的に参加、協力するものとしします。

○ 排出抑制

- ・ 商品の購入に当たっては、簡易包装の商品、繰り返し使用できる商品、耐用性に優れた商品及び再生品の選択に努め、商品の使用に当たっては、故障時の修理の励行等によりなるべく長期間の使用を心がけ、一般廃棄物の排出抑制に取り組むものとしします。
- ・ マイバッグ・マイボトルの活用や、レジ袋の辞退、食材の使い切り・食べ切り、生ごみの水切りの徹底、堆肥としての利用等による排出抑制、フリーマーケットの利用等による製品の再使用といった2Rの取組を優先し、循環型のライフスタイルへの転換を図るものとしします。

○ 適正な循環的利用

- ・ 一般廃棄物の排出に当たっては、市町村が設定する分別区分に応じて分別排出することにより、市町村の適正な循環的利用に対する取組に協力するものとしします。
- ・ 廃家電製品の引渡し、建築物等の解体工事に要する費用の負担、自動車リサイクル業者への適正な引き渡し等、関係する法律に基づいて行う措置に協力するものとしします。



2 事業者

- ・ 環境に配慮した事業活動に努めるとともに、自らの「社会的責任」を果たし、とりわけ法令遵守を徹底し、不法投棄等に起因する不要なコストの発生防止に努めるものとします。
- ・ 排出抑制等のための措置を自主的・積極的に講ずるとともに、廃棄物の処理を含めた事業活動に伴い排出される温室効果ガスの排出量及び削減効果の把握に努めるものとします。
- ・ 道や市町村の実施する廃棄物の排出抑制及び適正な循環利用に関する取組に積極的に参加・協力するものとします。

(1) 排出事業者

- ・ 事業活動に伴って生ずる廃棄物は、排出者責任の原則に基づき、自らの責任において排出を抑制し、適正な循環的利用を優先した廃棄物処理を行うものとします。
特に、再生可能な資源であるバイオマスは、エネルギー源や製品の原材料として利活用されることが求められます。
また、廃棄物の処理の委託に当たっては、優良な産業廃棄物処理業者の選択に努めるものとします。
- ・ 業種別の処理に関する方策に示す基本的な方向や関連する法令に沿って排出抑制、適正な循環的利用及び適正処理の確保を図るとともに、廃棄物由来の資材や再生品の積極的な利用に努めるものとします。
- ・ 多量排出事業者は、廃棄物処理法に基づき産業廃棄物の減量等に関する計画を作成し、更なる計画的な排出抑制、循環的利用及び適正処理の確保に努めるものとします。また、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者は上記に加え、電子マニフェストを使用するものとします。

○ 排出抑制

- ・ 原材料の選択、製造工程の改良、発生した廃棄物の利用、包装資材の削減等により、廃棄物の排出抑制に努めるものとします。
- ・ 繰り返し使用できる商品や耐久性に優れた商品の製造又は販売、修繕体制の整備など、商品の長期間使用や建物の長寿命化などを図り、廃棄物の排出抑制に努めるものとします。

○ 適正な循環的利用

- ・ 拡大生産者責任*を十分に認識し製品が廃棄物となった場合には、適正な循環的利用ができるような製品開発に責任を持って取り組むよう努めるとともに、自らが製造等を行った製品等が廃棄物となったものを極力引き取り循環的な利用に資するよう努めるものとします。
* 拡大生産者責任：生産者が製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方

○ 適正処理の確保

- ・ 道のリーガルアドバイザー制度*等を利用するなど、廃棄物の適正処理に関わる従業員の知識の向上を図るものとします。
- ・ 産業廃棄物を最終処分する場合は、廃棄物処理法で定める処理基準（以下「処理基準」という。）を遵守するものとし、できる限り減量化を行うなど、最終処分場の継続的な確保に努めるものとします。
- ・ 産業廃棄物の処理を委託する場合は、廃棄物処理法に基づく委託基準を遵守し、適切な委託先を選定するとともに、1年以上継続して委託する場合は、循環条例に基づき委託先における処理状況を確認するものとします。
- ・ 委託する産業廃棄物の適正処理のために必要な廃棄物の情報等を処理業者に提供するツールとして国が策定した「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」等を活用して、必要な情報提供を行うものとします。

* リーガルアドバイザー制度：道が企業や団体等の要請に応じて講師を派遣し、廃棄物処理法の適切な運用に関する助言等を行う制度

(2) 産業廃棄物処理業者

- ・ 産業廃棄物処理業者としての自覚を持って、関係法令を遵守し、適正処理や不法投棄の防止に取り組むものとします。

また、住民や排出事業者に対する企業情報、処理実績、維持管理に係るデータの公表、環境管理システムの積極的な導入、廃棄物処理法に定める「優良産業廃棄物処理業者」の認定制度の活用などにより、信頼される産業廃棄物処理業者となることが重要です。

- ・ 産業廃棄物の処理に当たっては、地球温暖化防止に配慮した燃料の使用や設備更新を行うよう努めるものとします。
- ・ 処理業者で構成される業界団体（以下「業界団体」という。）は道や市町村が行う3R及び適正処理に関わる施策に積極的に協力し、産業廃棄物等の適正処理と有効利用の推進、不法投棄の防止、資源循環等の取組に向けて、普及啓発、人材育成、調査・研究に取り組むとともに、不法投棄等の原状回復、災害時の廃棄物処理の協力を努めるものとします。

○ 排出抑制・適正な循環的利用

- ・ 受託した産業廃棄物の適正な処分はもとより、処理の効率化、高度化により、中間処理廃棄物の発生抑制や循環的利用を図り廃棄物の排出抑制に努めるものとします。
- ・ 積極的に循環型社会ビジネスへ参入するとともに、廃棄物処理法や各種リサイクル法の趣旨に沿って処理技術の向上に努め、廃棄物の循環的利用を推進するものとします。

○ 適正処理の確保

- ・ 産業廃棄物処理施設の維持管理の徹底を図り、周辺環境への負荷を最小限にするよう努めるとともに、異常や事故などが確認された場合には、迅速に対応し、施設周辺的生活環境への影響の防止を図るものとします。
- ・ 関連する講習会等に積極的に出席するなど、廃棄物に関わる知識、技術の向上や従業員教育の充実に取り組むなど処理業者としてのレベルアップに努めるものとします。

3 道

- ・ 事業者として、「地球温暖化に係る『第4期 道の事務・事業に関する実行計画』」等を踏まえ、公共工事をはじめとする事業活動に伴う廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用及び適正処理に努めるとともに、率先してグリーン購入やグリーン契約に取り組みます。
- ・ 一般廃棄物の排出実態等を把握するとともに、一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分果たされるよう有効な情報提供や技術的支援に努め、地域の循環型社会形成を促進するものとします。
- ・ 全国に比べて人口減少が大きく進むことが予測されている中で、ごみ処理の広域化計画を見直し、さらなる広域化・集約化を進め、施設整備・維持管理の効率化や施設の長寿命化・延命化を図り、持続可能な適正処理を確保できる体制の構築を進めるほか、市町村間の調整や円滑な施設の整備に向けた情報提供や技術的支援を行うものとします。
- ・ 震災等の災害時に発生が想定される災害廃棄物の処理に対し、市町村における対策状況の把握を行い、広域的な処理方法を確立するなど、市町村間の調整を図ることにより、円滑に遅滞なく処理が進められるよう備えるものとします。
- ・ 海岸漂着物等の処理に関し、海岸管理者として市町村と連携し、回収処理や発生抑制対策を実施します。また、市町村や関係団体等と連携して、海岸漂着物、漂流ごみや海底ごみの円滑な処理を推進します。
- ・ 道内における産業廃棄物の排出実態等を把握し、排出抑制、適正な循環的利用及び適正処理の確保を図るための総合的な施策を講じるものとします。

また、政令市（札幌市、函館市、旭川市）との情報交換を密にし、産業廃棄物の処理に関

して道内における統一性のある施策を展開するものとします。

○ 排出抑制、適正な循環的利用

- ・ 廃棄物の適正な循環利用に当たっては、バイオマスなどの廃棄物の種類に応じ、地域特性を踏まえた最適な範囲で循環されるよう域内の市町村や事業者に必要な助言を行うものとします。
- ・ 循環資源利用促進税（以下「循環税」という。）を主な財源として、循環的利用に関する情報提供、リサイクル技術の開発、リサイクル設備の整備に対する支援などを行い、循環型社会ビジネスの振興を図るものとします。
- ・ 再生利用業の指定や再生品の認定等により、産業廃棄物の循環的利用を促進するものとします。
- ・ 産業廃棄物多量排出事業者等に対し、更なる排出抑制や再生利用を指導助言するものとします。
- ・ 市町村と連携して、道民・事業者に対し排出抑制や適正な循環的利用に関する情報の提供その他必要な措置を行うものとします。

○ 適正処理の確保

- ・ 排出事業者、処理業者等に対して、廃棄物処理法に基づく立入検査を実施し、必要な指導を行い適正処理の確保を図るものとします。
- ・ 循環条例に基づく産業廃棄物処理施設の設置手続等の徹底及び立地等に関する関係法令の許認可状況を確認し許可することにより、安全で安心な産業廃棄物処理施設の整備を促進するものとします。
- ・ 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する情報、処理業者の適正処理に必要な許可情報等の公開や優良処理業者の育成に努めるものとします。
- ・ 廃棄物処理施設の異常や事故に備えた体制整備が図られるよう、市町村及び処理業者に、必要な情報の提供や指導を行うものとします。

4 市町村

- ・ 廃棄物処理法第4条第1項に基づき、市町村の区域内における一般廃棄物の減量に関して住民の自主的な活動を促進するとともに、一般廃棄物の適正な処分に必要な措置を講ずるものとします。
- ・ 排出事業者又は発注者として、公共事業をはじめとする事業活動に伴う廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用、適正処理の確保を図るほか、グリーン購入やグリーン契約に努めるなど、環境に配慮した行政運営を推進するものとします。
- ・ 海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等に協力するとともに、漁業関係者団体等と連携して漂流ごみや海底ごみの処理体制を構築するものとします。
- ・ 災害に伴い発生が想定される災害廃棄物の処理に対し、国の「災害廃棄物対策指針」や「北海道災害廃棄物処理計画」を踏まえ、発災時に必要な仮置場の確保や処理体制を記載した災害廃棄物処理計画を策定するとともに、訓練等を通じて、その対処について日ごろから備えを図るものとします。
- ・ 道が行う産業廃棄物に係る施策に協力するとともに、産業廃棄物処理施設に対しては、適正な立地、施設整備への誘導及び環境保全に関する協定等の締結を行い、地域の生活環境の保全や住民の健康被害の防止に努めるものとします。
- ・ 一般廃棄物の排出抑制や減量化により、一般廃棄物処理施設の処理能力に余力がある場合は、地域での産業廃棄物処理施設の設置状況等を勘案して、一般廃棄物処理施設で一般廃棄物と産業廃棄物を併せた処理を検討するなど、地域の適正処理の確保に努めるものとします。
- ・ 市町村は、一般廃棄物と併せて産業廃棄物を処理する場合は、事業者の処理責任の原則を

踏まえ、適正な処理料金を十分検討したうえで実施するものとします。

- ・ 政令市は、市町村としての役割はもとより、道及び政令市相互の情報交換を密にし、道内における統一性のある施策を展開し、効果的に産業廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用、適正処理の確保を図るものとします。

○ 排出抑制、適正な循環的利用

- ・ 処理計画及び広域化による効率的なごみ処理の推進などの観点から、関係市町村と連携し、これらを踏まえた3Rの推進と適正処理の確保を着実に推進するものとします。
- ・ 住民等に対して、分別収集や再生利用の推進に関する普及啓発や情報提供するほか、一般廃棄物を多量に排出する事業者に対して、必要に応じて減量化の取組を指示するものとします。

○ 適正処理の確保

- ・ 自らの一般廃棄物処理計画に基づき、その区域内における一般廃棄物を適正に処分するとともに、排出者である住民等に対して、一般廃棄物処理事業に関する理解を深めるため、適正な分別方法の周知や処理施設の維持管理などに関し、情報提供に努めるものとします。
- ・ 一般廃棄物処理施設の整備は、人口減少が進み社会情勢が変化している中で、ごみ処理の広域化計画を見直し、さらなる広域化・集約化を進め、施設整備・維持管理の効率化や施設の長寿命化・延命化を図り、持続可能な適正処理を確保できる体制の構築を進めるとともに、地球温暖化防止を意識し、廃棄物処理システム全体でのエネルギー消費量の低減及び温室効果ガスの削減を図るものとします。また、ストックマネジメントの手法の導入などによる、廃棄物処理施設の適切な維持管理及び計画的な更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図るものとします。
- ・ 一般廃棄物処理事業の実施に当たっては、持続可能な処理体制を確保するため、人材の確保、施設整備及び作業方法の改善を図る等、その能率的な運営やそのコストに係る分析や情報提供などを様々な角度から検討し、社会経済的に効率的な事業となるよう努めるものとします。

第5章 一般廃棄物の処理に関する方針

1 ごみの排出の抑制

○ 現状と課題

- ・ ごみの排出量（計画収集量+直接搬入量+集団回収量）は、本道、全国とも毎年減少し、平成29年度（2017年度）では、本道は1,873千トン、全国は4,072万トンとなっています。
- ・ ごみ減量化の目安となる1人1日当たりのごみの排出量は、本道、全国とも毎年減少し、平成29年度（2017年度）では、道は961グラム、全国は920グラムとなっており、全国と道の排出量の差は平成19年度（2007年度）以降、30～45グラム程度で推移しています。
- ・ 本道における平成29年度（2017年度）のごみの排出量を排出形態別で見ると、家庭から排出される生活系が1,294千トン（約69%）、事務所等から排出される事業系が579千トン（約31%）であり、全国の排出形態（生活系約70%、事業系約30%）と同様に、生活系のウェイトが高くなっています。
- ・ 道内の市町村における1人1日当たりのごみの排出量は、離島等のような地理特性、各市町村の分別や減量化の進め方の違い、更には、個人が自ら処理する量の違い等によって、425～4,436グラムと市町村間で約10倍の違いがみられることから、それぞれの市町村の実情に応じた効果的な発生・排出抑制の方策を、十分に検討していく必要があります。【資料6-1、6-3参照】

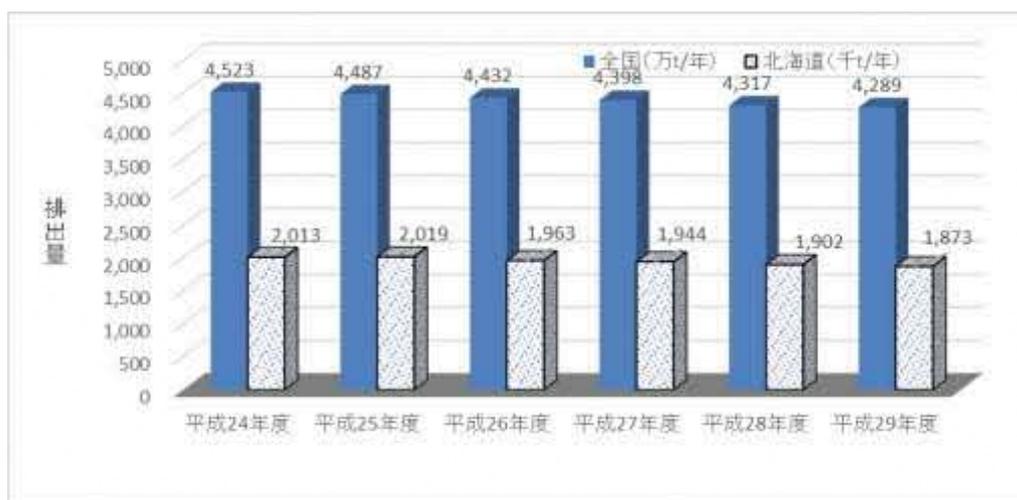


図4-1 ごみの排出量の推移

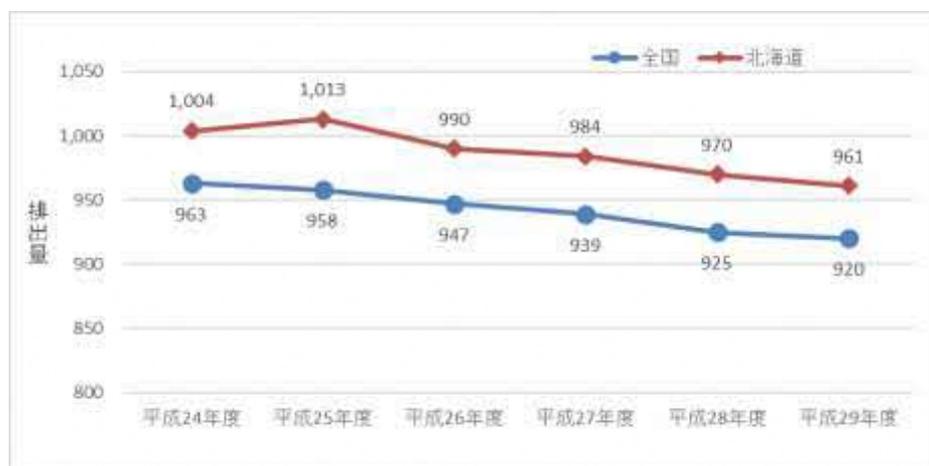


図4-2 1人1日当たりのごみの排出量の推移

○ 基本的な方向

- ① 道、市町村、事業者及び道民は、それぞれの役割を十分に認識し、その役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、ごみの排出抑制に向けた取組を一体となって総合的に推進します。
- ② 道及び市町村は、地域における排出実態やその特徴を十分に把握し、道は市町村が地域の実情に応じた排出抑制の取組を計画的に推進するよう、技術的助言を行います。

○ 令和6年度目標

区分	現状（平成29年度）	目標（令和6年度）
ごみの排出量	1,873千t	1,700千t(約10%削減) 以下とする
1人1日当たりのごみ排出量	961g/人・日	900g/人・日以下とする
1人1日当たりの家庭から排出する ごみの量	598g/人・日 (453g/人・日)※	550g/人・日以下とする

※ 括弧内の数値は、国に合わせて資源ごみを除いて算出した値。

○ 道の主な施策

- ① 市町村に処理計画策定の趣旨や排出抑制に関する目標の理解を求めます。
- ② ごみの排出状況やリサイクルに関する情報を、ホームページや各種の広報媒体等を利用し、分かりやすい形で広く提供するとともに、市町村やNPO等と連携し、イベントや環境教育を通じて、ごみの排出抑制に関する道民の意識や関心の高揚を図り、排出抑制に向けた行動を誘導します。
- ③ 他都府県や市町村、NPO等が行うごみの排出抑制に関する情報の収集を行い、「3Rハンドブック」等を通して市町村へ情報発信・提供をすることにより、市町村が迅速かつ効果的な施策を選択できるよう技術的助言を行います。
- ④ 国が一般廃棄物の3Rを促進するために策定した「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を踏まえ、ごみ処理の有料化の導入や、「ごみ処理の広域化計画」を見直し、さらなる広域化・集約化により、効率的・効果的な施設の整備を行う区域内における排出抑制に繋がる取組が総合的に推進されるよう、市町村への周知の徹底を図ります。
- ⑤ 市町村が住民やNPO等と連携し、各地域においてごみの排出抑制を含めた取組を推進するよう働きかけや助言を行います。
- ⑥ 生ごみの排出抑制に向けて、家庭での発生抑制や利用に向けた取組を促進します。
- ⑦ 1人1日当たりの家庭から排出されるごみの量が目標値550グラムを超える市町村に対して、それぞれの市町村の実情に応じた効果的な発生・排出抑制の方策について助言するなど、ごみの排出抑制に向けた取組を行います。

2 ごみの適正な循環的利用

○ 現状と課題

- ・ ごみのリサイクル率は、本道、全国とも毎年増加し、平成29年度（2017年度）では本道は24.3%、全国は20.2%となっています。
また、本道のリサイクル率は平成20年度（2008年度）まで全国を下回っていましたが、平成21年度（2009年度）以降は上回っています。
- ・ 本道における平成29年度（2017年度）の市町村別のリサイクル率は、分別収集やリサ

イクル施設の整備状況等の違いもあって、0～87.3%と市町村間で大きな違いがみられることから、それぞれの市町村の実情に応じた効果的なリサイクルを促進する方策を十分に検討していく必要があります【資料6-2、6-3参照】。

- ・ ごみの排出量の約3割^{*1}を占める生ごみは、分別収集に対する住民の理解や新たな施設整備などの課題があり、分別回収を行っている市町村数は90^{*2}と道内市町村の約5割に留まり、バイオマスの利活用の観点からも、効果的な取組を推進する必要があります。
- ・ 一般廃棄物収集運搬業の許可等を受けないで、廃家電製品等を収集、運搬する不用品回収業者による不適正処理が発生しており、適確に対応していく必要があります。

*1 環境省推計値

*2 H29「一般廃棄物処理事業実態調査」



図4-3 ごみのリサイクル率の推移

○ 基本的な方向

- ① 道は、リサイクルの現状を把握し、最新情報や効率的・効果的な事例を情報発信することにより、市町村のより積極的なリサイクル施設整備や住民と連携した取組が推進されるよう支援します。
- ② 道は、地域における排出実態や地域特性などを踏まえ、広域化・集約化による廃棄物エネルギーの効率的な回収や、未利用バイオマス資源を活用したリサイクル施設の整備など、地域循環共生圏の形成を考慮した施設の整備を促進します。
- ③ 道及び市町村は、各分野の知見や研究成果を取り入れるとともに、幅広い分野の利用先確保を図るため、地域の産学官が連携して循環的利用を推進する体制を整備します。
- ④ 道及び市町村は、生ごみの分別や堆肥化及びエネルギー利用等、地域資源を十分に活用した循環的利用を推進します。
- ⑤ 道、市町村、事業者及び道民は、それぞれの役割を踏まえ、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法等に基づく循環的利用の推進に努めます。

○ 令和6年度目標

区分	現状（平成29年度）	目標（令和6年度）
ごみのリサイクル率	24.3%	30%以上とする
生ごみ利活用率 ^{※1}	11%（H28） （生ごみ利活用市町村数 90）	28%以上とする （生ごみ利活用市町村数 115）
容器包装リサイクル法に基づく分別収集に取り組む市町村数 ^{※2}	無色ガラス	170
	茶色ガラス	171
	その他ガラス	170
	その他紙	136
	ペットボトル	177
	その他プラ	152
	白色トレイ	150
	スチール	179
	アルミ	179
	段ボール	173
紙パック	173	全市町村（全品目）

※1 一般廃棄物排出量のうち生ごみが約34.6%と仮定（環境省）し、利活用仕向量を推計

※2 集団回収や拠点回収等、分別収集以外の回収を行っている場合で、市町村が関与し、かつ数量を把握できるものは分別収集実施市町村として計上【資料7参照】

○ 道の主な施策

<リサイクル施設の適切な整備促進等>

- ① 地域ごとの廃棄物の特徴を踏まえ、熱などのエネルギー回収等も含めた、資源を有効活用できるリサイクル施設の計画的な整備を促進します。
- ② リサイクル技術に関する調査研究・普及・情報提供や個別リサイクル法の制度改正など必要な支援策に関し、国へ要望します。

<循環的利用の促進>

- ① 廃棄物処理やリサイクルの現状、廃棄物の循環的利用の取組事例等の最新情報を収集し、道民等に情報提供するとともに、市町村に技術的助言を行います。
- ② 民間主体の資源回収の実態など、市町村以外が実施する資源リサイクルの取組等の情報を、「3Rハンドブック」等を活用して発信します。
- ③ 一般廃棄物のリサイクル率が目標の30%に満たない市町村に対し、その市町村の実情に応じた効果的なりサイクル施策の技術的助言を行います。
- ④ 産学官が連携して地域の特徴を踏まえた資源循環の仕組み作りができるよう、市町村に対して必要な助言と協力を努めます。

<個別リサイクル法に基づく循環的利用の推進>

- ① 市町村等が行う容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物（全11品目）の分別収集や再資源化への取組が全道的に定着することを促進し、特に、容器包装の収集が進んでいない市町村等に対し、情報提供や技術的助言を行います。
- ② 家電リサイクル法、小型家電リサイクル法*等について、国と連携を図りながら法の周知と円滑な運用に関し道民等の理解と協力を求めます。

3 ごみの適正処理の確保

○ 現状と課題

- ・ 本道の焼却処分量及び最終処分量は、毎年減少し、平成29年度（2017年度）で焼却処分

量が1,115千トン、最終処分量が316千トンとなっています。

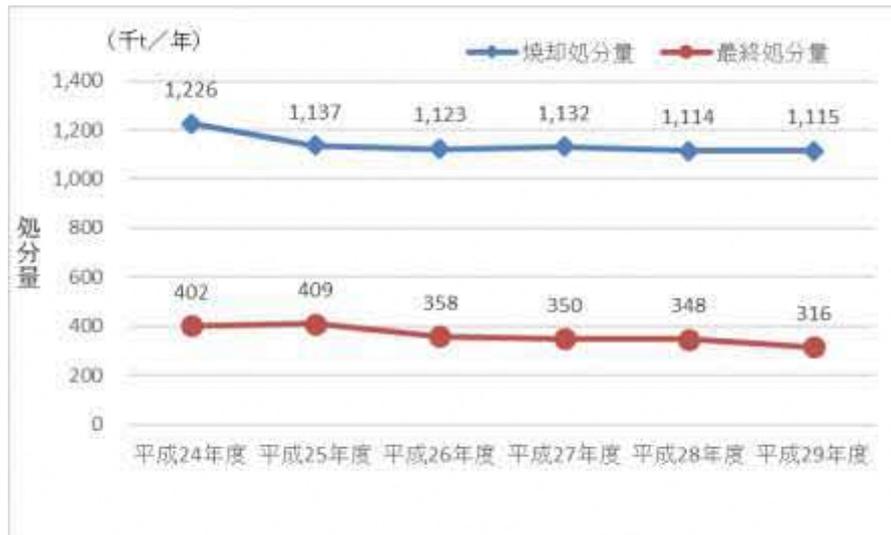


図4-4 ごみの焼却処分量と最終処分量の推移

- 一般廃棄物最終処分場の埋立残余容量及び残余年数は、平成29年度(2017年度)末で埋立残余容量が769万m³、残余年数が19.8年となっています。

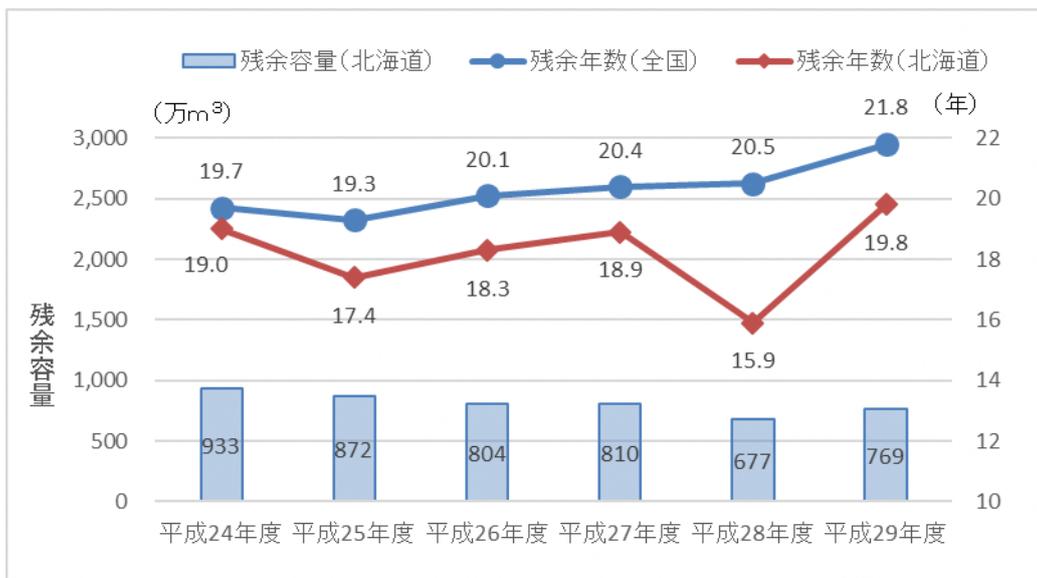


図4-5 一般廃棄物最終処分場の残余容量と残余年数の推移

- 本道のごみの処理方法は、平成29年度(2017年度)で、直接焼却率^{*1}が64.1%、直接埋立率^{*2}が8.4%、焼却以外の中間処理率が25.6%となっています。
- 全国のごみ処理方法と比較すると、本道のごみ処理は中間処理を行わずに埋立てる直接最終処分の割合が高く、直接焼却の割合が低くなっており、中間処理による減量化を促進し、最終処分量を削減していく必要があります。

*1 直接焼却率=直接焼却量÷ごみの総処理量×100

*2 直接埋立率=直接最終処分量÷ごみの総処理量×100



図4-6 ごみの処理方法の推移

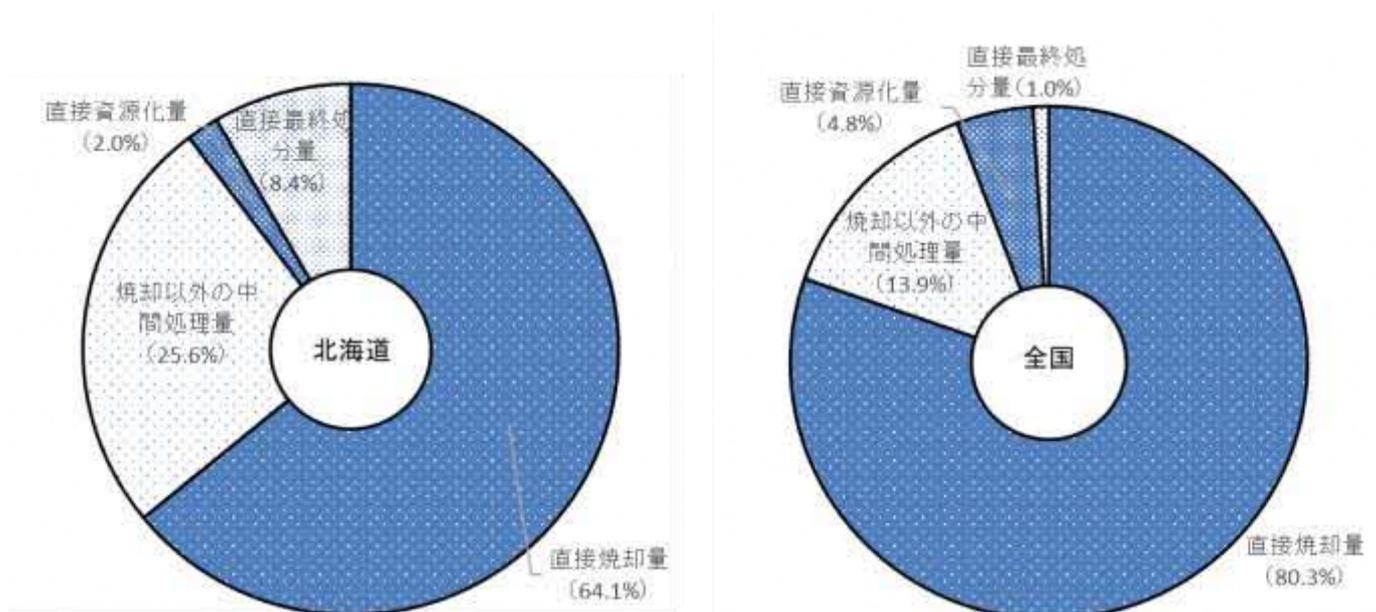


図4-7 ごみの処理方法（北海道・全国）（平成29年度）

- ・ 一般廃棄物焼却施設及び一般廃棄物最終処分場から大気及び水へ排出されたダイオキシン類の排出量は、平成29年度（2017年度）で1グラム-TEQ/年となっており、平成19年度（2007年度）の排出量（2グラム-TEQ/年）の1/2以下となっています。

○ 基本的な方向

- ① 道は、市町村の一般廃棄物処理計画の策定や見直しに当たり、広域かつ計画的に処理施設の整備や維持管理が促進されるよう、技術的助言を行います。
- ② 市町村は、一般廃棄物の処分に関し、単純な焼却や直接埋立によらず、環境への負荷ができるだけ少なく、地域の実情に合った処分方式の組合せを検討し、導入に努めます。
- ③ 市町村は、一般廃棄物処理施設の整備に当たり、処理システムの強靱性の確保、省エネルギー・創エネルギーに配慮するとともに、施設の長寿命化・延命化に努めます。
- ④ 市町村は、一般廃棄物処理施設の計画、建設、廃棄物処理法に基づく維持管理に関する計画や記録の積極的な情報公開を行い、地域住民との信頼関係の構築に努めます。

○ 令和6年度目標

区分	現状（平成29年度）	目標（令和6年度）
最終処分量	316千t	250千t（約20%削減）以下とする （排出量に占める割合約17%）
ダイオキシン類排出量	1g-TEQ/年	処理基準等を遵守した適正な焼却の徹底により現状以下とする。 ^{※1}
最終処分場残余年数	19.8年	20年程度とする。 ^{※2}

※1 環境負荷低減の観点から設定

※2 国の廃棄物処理施設整備計画に準じて設定

最終処分場残余年数＝最終処分残余容量÷（最終処分量÷埋立ごみ比重）
（埋立ごみ比重は0.8163とする。）

○ 道の主な施策

<計画的で効率的な処分の推進>

- ① 処理計画を踏まえ、計画的なごみ処理が地域で効率的に行われるよう市町村に一般廃棄物処理計画の策定及び見直しを適宜行うよう助言します。
- ② 処理計画の目標や各市町村の一般廃棄物処理計画に基づき、各ブロックの一般廃棄物の排出量等を中長期的に予測し、環境への負荷ができるだけ少ない処分が実施されるよう、市町村に技術的助言を行います。
- ③ 市町村が設置する循環型社会形成推進協議会に国とともに参画し、循環型社会形成推進地域計画の策定等を通じて、国の方針や支援制度を踏まえた3Rや適正処理の取組、資源リサイクルの推進や最終処分量の削減を促します。
- ④ 最終処分量の削減に向けて、廃プラスチック類や生ごみ等の減量化や再資源化が可能な廃棄物を直接埋め立てず適正な循環的利用を行うことや、最終処分場の計画的な施設整備を市町村に促します。
- ⑤ 市町村が行う一般廃棄物処理施設の整備に当たっては、民間活力の活用（PFI、長期包括契約、民間委託等）等の新たな整備・運営手法を検討できるよう情報提供や助言を行います。

また、施設の更新や改良による処理システムの強靱性の確保、地球温暖化防止や熱回収等による省エネルギーへの取組を促進するとともに、ストックマネジメントの手法の導入等による施設の長寿命化・延命化に向けて、技術的助言を行います。

<安全・安心な処分の推進>

- ① 一般廃棄物処理施設の設置を計画している者に対し、安全性の確保に十分配慮した設計を促すとともに、整備された施設は、周辺住民が安心できるよう適切な維持管理や運営を指導します。
また、施設の適切な維持管理に向けた手法などを、各種研修の機会等を通じて情報提供するとともに、故障等による緊急時には、周辺市町村との調整を図り円滑な処理の確保に努めます。
- ② 市町村以外の者が一般廃棄物処理施設を設置する場合は、「廃棄物処理施設の設置等に係る配慮指針」に従い、地域の理解と協力を得ながら諸手続を進めるよう、設置予定者に対して指導します。
- ③ 一般廃棄物処理施設の適正な維持管理・運用を図るため、各種会議等の場を活用して、廃棄物処理施設の維持管理に関する技術や廃棄物処理法に関する最新の情報についてわかりやすく提供します。

- ④ 廃止焼却炉は、開口部の閉鎖等が行われている場合であっても、自然災害等による倒壊によってダイオキシン類による環境汚染を引き起こす懸念があり、早期解体が必要なことから、市町村に解体技術・解体費用、解体業者等の関連情報の提供を行うとともに、国に対し解体に係る費用負担の軽減に向けた要望を行います。なお、解体されるまでの対策として、道の「廃止済み焼却炉点検マニュアル」に基づき、開口部の閉鎖や定期的な巡回点検等により環境の安全対策を講ずるよう、市町村に技術的助言を行います。
- ⑤ 埋立が終了した最終処分場は、廃止までの間の適正管理や廃止に向けた手続に係る技術的助言を行うほか、最終処分場跡地に関して、形質の変更を行う際に生活環境保全上の支障が生じないよう、跡地利用に対する安全対策の技術的助言を行います。

4 ごみの広域的な処理

○ 現状と課題

- ・ 本道のごみ処理の広域化は、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減の対策を契機に道が平成9年（1997年）12月に策定した「ごみ処理の広域化計画」に基づき、ブロックごとにその地域にあった処理形態の協議を重ね、方法や組み合わせを変更しながら、一部の地域を除き推進が図られてきています。【資料8-1、8-2参照】
- ・ 全国に比べて人口減少が大きく進むことが予測されている中で、ごみ処理の広域化計画を見直し、さらなる広域化・集約化を進め、施設整備・維持管理の効率化や施設の長寿命化・延命化を図り、持続可能な適正処理を確保できる体制の構築を進めていく必要があります。
- ・ ダイオキシン類の排出量の目標は、構造基準の強化や広域的な焼却施設の設置等により既に達成していますが、引き続き、これらの施設を適切に維持管理していくことが重要です。

○ 基本的な方向

- ① 道は、引き続き「排出抑制と資源化の推進」、「全連続炉による焼却処理」、「埋立量の抑制」及び「市町村の役割分担の明確化」を基本方針として、ごみ処理の広域化を推進します。
- ② 道は、現在のごみ処理の広域化計画を見直し、さらなる広域化・集約化を進め、持続可能な適正処理を確保できる体制の構築を進めるとともに、地球温暖化防止を意識し、廃棄物処理システム全体でのエネルギー消費量の低減及び温室効果ガスの削減を図ります。

○ 道の主な施策

<ごみ処理の広域化の円滑な推進>

- ① 人口減少社会における持続可能なごみの適正処理に向け、さらなる広域化・集約化を進めるため、各ブロック毎に市町村と協働でごみ処理の広域化計画の見直しを進めます。
- ② 新たにごみ処理の広域化計画に従い、ごみ処理施設の広域化・集約化を計画的に進められるよう、各ブロック毎に施設の更新時期等を踏まえた実施計画を策定し、広域化・集約化を計画的に進めます。
- ③ 広域化・集約化にあたっては、今後の社会情勢の変化や地域のニーズに応じて、適宜、計画の見直しを行うなど、実情に即した広域処理を促進します。
- ④ 各ブロックでの広域化・集約化を着実に実施していくため、市町村に技術的助言や調整等を行います。
- ⑤ 施設の維持管理についても、複数の市町村による広域的な連携を行うなど、効率的な運営に向けた市町村の取組の促進を図ります。

<広域的な3Rの取組の推進>

- ① 産学官や地域資源を活用して進めるリユースやリサイクルなどの新たな協働の取組や地

域循環共生圏の形成を促します。

5 効率的なごみ処理事業の運営

○ 現状と課題

- ・ 本道のごみ処理事業に要する経費は、平成24年度（2012年度）に13,700円でしたが、その後やや増加の傾向で推移しています。1人当たりの年間ごみ処理経費は、平成29年度（2017年度）では16,400円で、全国（15,500円）よりやや高額になっています。

経費が増加している主な要因は、施設が更新時期にあることや、リサイクルを促進するための施設整備等の工事費の増加や、処理や施設の維持管理に関する委託費の増加などによるものです。

人口減少社会において、効率的なごみ処理事業の運営が求められるとともに、処理経費をわかりやすく提供するなど、地域住民の理解を得ていく必要があります。

- ・ 道内の生活系廃棄物の処理の有料化は、平成29年（2017年）4月現在、全道の9割以上に当たる163市町村（人口ベース約97%）が実施し、一般廃棄物の発生・排出抑制やリサイクルの推進に一定の効果을上げています。

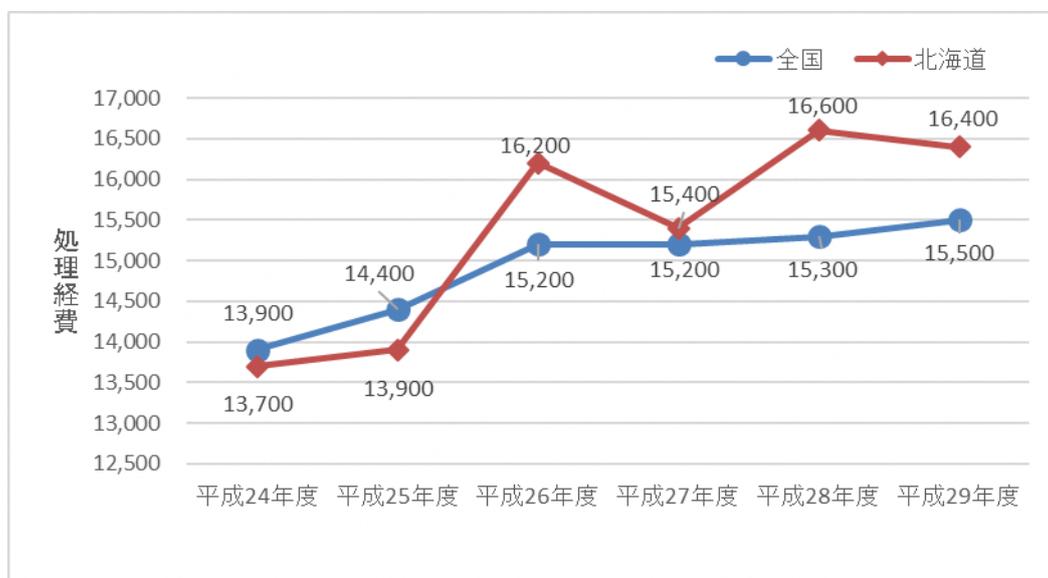


図4-8 1人当たりの年間ごみ処理経費の推移

○ 道の主な施策

- ① 市町村の処理経費に関する実態を詳しく把握・分析して情報提供するとともに、国のコスト分析手法やごみ処理に係る会計システムに関する情報を提供し、市町村のごみ処理事業の効率化を促進します。
- ② 全道の一般廃棄物の処理経費の状況を取りまとめ、その結果を分かりやすく迅速に道民に公表します。
- ③ 効率的な事業実施の観点から、PFI等の活用など民間活力の導入に関して、市町村に必要な技術的助言を行います。
- ④ 市町村の施設整備に際して、広域化・集約化を進めるとともに、その地域にとって、より効率的な処理方式やエネルギー利用が可能な施設等の整備が促進されるよう助言を行います。
- ⑤ 市町村が、施設の維持管理等に要する費用のコスト削減を図りつつ、既存の一般廃棄物処理施設を活用するために、ストックマネジメントの手法を導入し、施設の長寿命化・延命化を図るよう技術的助言を行います。

6 災害廃棄物対策等

○ 現状と課題

震災や水害等の災害時に、市町村区域内の廃棄物処理に支障を来さないよう、あらかじめ市町村内の組織、体制を整備しておくことや、業界団体、民間企業等との協力体制を整備する必要があります。

また、東日本大震災、胆振東部地震で経験したような大規模災害時に迅速に対処するための施策を確立することが求められています。

○ 道の主な施策

- ① 「北海道災害廃棄物処理計画」を踏まえ、発災に備え、平常時から道内における広域的な相互協力体制の構築のため、国、市町村、関係機関、関係団体との情報共有や連携に努めるほか、市町村の災害廃棄物処理計画策定を促進するため、国と連携して市町村に対する計画等に係る支援等を行うとともに、市町村の計画策定を通じて、仮置場の確保、市町村の体制の整備、発災時の処理先の確保を図ります。
- ② 「北海道災害廃棄物処理計画」を踏まえ、発災時には、市町村による災害廃棄物の処理が適正かつ円滑、迅速に進められるよう、被害状況や作業の進捗状況を踏まえた技術的支援や人的支援、処理全体の進行管理に努めます。また、被災した市町村内での災害廃棄物の処理が困難な場合は、隣接する市町村での広域処理について、関係者との調整を行います。
- ③ 市町村等が災害廃棄物を円滑に処理するために、広域圏ごとの一定程度余裕を持った焼却施設や最終処分場を整備するなど、災害時の代替性及び多重性の確保を図ります。
- ④ 災害廃棄物の適正な処理や循環的利用が、円滑かつ迅速に図られるよう、業界団体等との支援・協力体制等を整備します。
- ⑤ 市町村が災害により甚大な被害を受け、行政機能の喪失や災害廃棄物の処理が長期間に及ぶなど、市町村自らの災害廃棄物処理が困難な状況となった場合には、当該市町村から地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づく事務委託を受けて、道が処理主体として災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物の処理を行います。

7 生活排水対策

○ 現状と課題

- ・ 道では、生活排水処理施設の下水道、農業・漁業集落排水や合併処理浄化槽の整備を促進するため、平成9年度（1997年度）に「全道みな下水道構想」を策定し、その後、平成17年度（2005年度）、平成23年度（2011年度）に、少子高齢化や自治体の財政悪化等を踏まえた改定を経て、平成31年度（2019年度）には人口減少等の社会情勢の変化に対応する「全道みな下水道構想IV」を策定しました。
- ・ 本道における汚水処理人口普及率（下水道、農業・漁業集落排水等、浄化槽等の汚水処理施設の普及状況を総人口に対する割合で表した統一的な指標。）は、平成30年度（2018年度）末で95.5%となっており、全国の91.4%に比べると整備は進んでいますが、市部で98.0%と高いのに対して、町村部は84.5%と遅れており、町村部での今後の施設整備が課題となっています。
- ・ 中山間地域等の住宅散在地域では、短期間で効率的な整備が可能な合併処理浄化槽の整備が有効であることから、国の支援制度等を活用した整備を促進していく必要があります。
なお、単独処理浄化槽はし尿のみを処理し、処理能力が低く、生活排水が未処理で放流され環境への負荷が大きいことから、合併処理浄化槽へ転換する必要があります。
- ・ 生活排水対策は、その公共性が非常に高いことから、合併処理浄化槽などの個別処理施設

であってもその設置や管理に当たっては、公共関与が有効です。

このため、生活排水処理施設の整備に当たっては、地域の実情を勘案し、道、市町村がそれぞれの立場から役割を果たす必要があります。

- ・ 水洗化されていない一般家庭等のし尿や、浄化槽汚泥の多くは市町村の設置するし尿処理施設により処理されていますが、水洗化の普及や人口減少などの影響により、施設の更新がされないまま老朽化が進んでいます。このため、適正処理の確保や資源の有効利用促進の観点から、広域的な汚泥再生センターや下水道施設を活用した処理への転換を促進していく必要があります。

○ 全道みな下水道構想Ⅳ(Ｈ31. 3策定)

整備手法	整備完了時		平成30年度末の汚水処理 人口普及率※2	
	人口(人)	シェア(%)※1	処理人口(人)	普及率(%)
公共下水道	4,909,387	91.8	4,810,832	91.2
農業集落排水施設	59,403	1.1	57,080	1.1
漁業集落排水施設	9,714	0.2	9,544	0.2
(集合処理) 合計	4,978,504	93.1	4,877,456	—
個別処理	367,019	6.9	161,714	3.1
合計	5,345,523	100.0	5,039,170	95.5

※1 全道みな下水道構想Ⅳにおける各汚水処理施設に対する整備人口の割合

※2 平成30年度末行政人口(5,274,522人)に対する割合

区分	年度	北海道					全国
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成29年度
総人口(千人)		5,460	5,432	5,401	5,371	5,338	127,718
千トン(年) 計画処理量の処理内容	し尿処理施設	565.2	532.0	502.2	479.9	471.0	19,163
	ごみ堆肥化施設	2.6	4.8	4.4	2.2	2.2	20.9
	メタン化施設	5.4	8.8	16.4	14.4	14.0	59.8
	下水道投入	99.9	107.6	116.7	125.8	129.2	1,231
	農地還元	0.5	0.6	1.0	0.0	0.9	18.8
	その他	0.0	0.0	0.2	0.2	0.2	41.5
	計	673.6	653.8	640.9	622.6	617.5	20,535
・水洗化率 水洗化人口(千人)	公共下水道	4,775	4,769	4,762	4,739	4,741	95,703
	浄化槽(農業集落・漁業集落排水施設含む)	269.2	267.4	263.4	260.8	255.9	25,420
	計(水洗化人口)	5,045	5,036	5,025	4,999	4,997	121,123
	水洗化率(%)※	92.4%	92.7%	93.0%	93.1%	93.6%	94.8%

※ 水洗化率：総人口に占める下水道人口及び浄化槽人口の合計

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省) 基準日10月1日

単位未満は四捨五入しているため、内訳の集計と合計欄の値が一致しない場合がある。

図4-9 し尿処理の状況

○ 道の主な施策

- ① 生活排水処理施設の整備にあたっては、「全道みな下水道構想」で示された整備手法により円滑に事業を実施できるよう、事業を実施する市町村に対し、技術的助言を行います。
- ② 全道みな下水道構想において、個別処理とされた地域における生活排水対策を促進するため、市町村に対して浄化槽処理促進区域の指定を行い、汚水処理未普及地域の解消に取り組むよう技術的助言を行うなどして、合併処理浄化槽の整備を促進します。
- ③ 単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽に転換するよう普及・啓発を行います。
- ④ 生活排水処理基本計画の策定に関して、市町村に技術的助言を行います。
- ⑤ 合併処理浄化槽の整備は、市町村が直接設置して、維持管理を行ういわゆる「公共浄化槽」の整備手法を奨励します。また、設置された浄化槽については維持管理が適正に行われるよう市町村に技術的助言を行うとともに、浄化槽台帳の整備を促進します。
- ⑥ 市町村が行うし尿の適正な処理を確保するとともに、し尿と併せ他の有機性廃棄物を再生利用する施設の整備が円滑に図られるよう、技術的助言を行います。

8 海岸漂着物対策の推進

○ 現状と課題

- ・ 道では、市町村と協力し、海岸管理上もしくは生活環境保全上支障を生じる可能性のある海岸漂着物について、環境省の補助事業である「海岸漂着物等地域対策推進事業」を活用し、回収・処理を継続して実施していますが、陸域からのごみの流出を防止するため、効果的な発生抑制対策の検討や、さらなる3Rの推進に向けた普及啓発などの取組が必要となっています。また、漂流ごみや海底ごみの円滑な処理体制を指導していくことも必要となっています。
- ・ その他、海洋に流出したプラスチックごみによる生態系への影響が懸念されるなど、近年、国際的な問題にもなっている海洋プラスチックごみ対策や、大量に漂着する朝鮮半島からのものと思量される木造船の速やかな回収・処理などが課題となっています。

○ 道の主な施策

- ① 国の「プラスチック資源循環戦略」及び「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」などを踏まえ、さらなる3Rの取組促進、発生抑制対策などを推進するため、「海岸漂着物処理推進法」に基づき策定した「北海道海岸漂着物対策推進計画」を見直します。
- ② 国の財政支援を基本に、市町村・関係団体などとも連携し、海岸漂着物の発生抑制や回収処理を推進するとともに、漂流ごみや海底ごみの円滑な処理体制の確保などにより、海岸における良好な景観及び環境の保全を図ります。
- ③ 海岸漂着物対策推進協議会における市町村や関係団体などとの情報共有、意見交換を行うとともに、ごみのポイ捨て防止に係るシンポジウムの開催などを通じ、広く道民等へ周知啓発を行うなど、ごみのさらなる発生抑制に向けた取組を展開します。
- ④ 漂着木造船の迅速かつ適確な初動対応を実施できるよう、関係者間における情報の共有や連絡調整など連携を密にし、平時から事案の発生に備えます。

第6章 産業廃棄物の処理に関する方針

1 業種別

本道で産業廃棄物の排出量が多い業種や主要な業種ごとの処理に関する「基本的な方向」を明らかにした上で、それぞれの課題の解決に取り組むものとします。

(1) 農業

○ 現状

- ・ 農業から排出される主な産業廃棄物は、畜産農業から発生する牛や豚、鶏、馬等の動物のふん尿*であり、平成29年度（2017年度）では約10,500戸の畜産農家から年間19,507千トン（産業廃棄物全体の約50%）排出されています。
- ・ このうち、74%（14,508千トン）が堆肥や液肥（以下「堆肥等」という。）として再生利用され、26%（4,999千トン）が堆肥等の製造過程における水分の蒸発などにより減量化（消失）され、残り1%未満が排水処理や放牧により自然還元されています。
- ・ 動物の死体は、平成29年度（2017年度）では、年間32千トン排出され、55%（18千トン）が飼肥料等として再生利用され、6%（2千トン）が最終処分されています。
- ・ ビニールハウス、マルチシート、ラップフィルム等の農業用廃プラスチックは、平成28年度（2016年度）では年間2万4,817トン排出され、84%（2万1,015トン）がプラスチックや燃料の原料として再生利用され、9%（2千トン）が最終処分されています。
- ・ 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」により、動物のふん尿の処理保管施設管理基準適用農家の施設整備は、ほぼ達成された状況となっており、道では「北海道家畜排せつ物利用促進計画」（平成28年3月策定）に基づき、動物のふん尿を農業生産における貴重な有機質資源として有効利用を一層促進することとしています。

* 産業廃棄物の分類上、「畜産農業に係るものに限る」としている。

○ 課題

- ・ 動物のふん尿は、そのほとんどが農地に還元利用されていますが、不適正な処理が行われた場合には、悪臭や草地への影響のほか、河川や地下水の汚染原因となることから、環境への影響に配慮した適切な施肥管理のもとに、地域の実情等を踏まえた循環利用を進める必要があります。
- ・ 農業用廃プラスチックは、地域での収集体制の整備が進んだことから、再生利用率は順調に伸びてきていますが、リサイクル施設が近隣にない地域では、運搬コストが高くなるなどの理由により埋立処分を選択し、再生利用が停滞している地域も見られます。

○ 令和6年度目標

区分	現状（平成29年度）	目標（令和6年度）
動物のふん尿の再生利用率（減量化後）	100%	100% ^{※1}
農業用廃プラスチックの再生利用率	84%（H28）	100%（ただし、劣化しているなど再生が不適なフィルム等は除く。） ^{※2}

※1 家畜排せつ物法により一定規模以上の畜産農家は100%堆肥化施設等で処理

※2 北海道農業・農村ビジョン21（平成16年3月）の「参考1 取組の指標」を踏まえ設定

○ 基本的な方向

- ① 動物のふん尿の適正な管理と耕畜連携の強化による堆肥等の流通の円滑化
- ② 動物のふん尿と他のバイオマスとの複合的利用
- ③ 農業用廃プラスチックの再生利用の推進と地域間格差の解消

○ 道の主な施策

- ① 動物のふん尿の利用状況の把握に努め、堆肥等の流通や利用促進のため、地域の堆肥等に係る需給動向の把握と耕畜連携を促進します。
また、堆肥等の利用に当たっては、過剰施用による環境への影響に配慮し、「北海道施肥ガイド」などに基づく適正な施肥を促進します。
- ② 動物のふん尿と、生ごみや動植物性残さなどのバイオマスとの複合利用を検討し、利活用を促進します。
また、メタン発酵等を活用したエネルギー利用に加え、消化液の液肥利用や戻し堆肥の敷料利用などの複合的利用を促進します。
- ③ 地域の実情を踏まえながら、集中・個別処理施設を有機的に組み合わせた動物のふん尿処理施設の整備を促進します。
- ④ 農業団体、農業用プラスチック製造・販売に係る団体と連携し、農業用廃プラスチックの排出抑制、利用促進及び再生利用に係る普及啓発を行います。
- ⑤ バイオマスに関わる再生利用技術の研究開発や実用化への支援を行うほか、国等の支援制度や先進地に係る情報提供等を行い、地域の取組を支援します。
- ⑥ 家畜排せつ物法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法等に基づく立入検査等により監視・指導を行い、悪質な違法行為に対しては厳正に対処します。
【関係法令等】家畜排せつ物法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法等

(2) 建設業

○ 現状

- ・ 建設工事等からは、多種多様な産業廃棄物が、年間 4,306 千トン排出されています。
- ・ 主な産業廃棄物の排出量は、がれき類が 3,232 千トン、木くずが 471 千トン、汚泥が 332 千トン、廃プラスチック類が 58 千トンです。
- ・ このうち、がれき類は再生骨材等として 96% (3,108 千トン)、木くずは燃料等として 92% (433 千トン)、汚泥は土木原料等として 35% (117 千トン) が再生利用されています。
- ・ また、排出量の 7% (308 千トン) が最終処分されており、その主な内訳は、がれき類 122 千トン、混合廃棄物 37 千トン、木くず 33 千トン、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 30 千トン、廃プラスチック類 24 千トン、となっています。
- ・ 平成 12 年 (2000 年) に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。) が制定されたことにより、特定建設資材廃棄物*の循環的利用や適正処理が進んでいますが、平成 29 年度 (2017 年度) に判明した産業廃棄物の不法投棄件数 8 件のうち、3 件を建設系廃棄物が占めています。

※特定建設資材廃棄物：コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリートが廃棄物となったもの

○ 課題

- ・ 建設工事等から排出される産業廃棄物の再生利用率は、年々高くなっていますが、最終処分された量は、全道の埋立処分量の45%を占めており、より一層の削減が必要です。
- ・ 建築物によっては、アスベストやCCA処理木材*等有害物質を含有している建材が使用されていたり、PCB使用電機機器が残置されている場合もあるため、解体、分別、処理が適正に行われない場合は、生活環境保全上の支障を及ぼすおそれがあります。

* CCA処理木材 クロム (Cr)、銅 (Cu)、ひ素 (As) 化合物を含む防腐剤で処理した建材

○ 令和6年度目標

区分	現状 (平成29年度)	目標 (令和6年度)
再生利用率	88%	90%以上 ^{※1}
最終処分量	7%	6%以下 ^{※2}

※1 最終処分量の削減量から算定し設定

※2 第3章の最終処分量の目標値に準じて設定

○ 基本的な方向

- ① がれき類、特にアスファルト・コンクリート塊の再生材原料等としての利用及び利用先の確保
- ② 建設リサイクル法対象建設工事における分別解体等の徹底及び特定建設資材廃棄物の再資源化等 (混合廃棄物の排出抑制)
- ③ 木くず (CCA処理木材等を除く) の製紙原料や燃料等としての利用
- ④ 汚泥の資源化技術の向上及び再生資材としての適正な利用
- ⑤ アスベスト廃棄物、CCA処理木材及びPCB廃棄物の適正保管・適正処理

○ 発注者の責務

- ① 建設リサイクル法に基づく事前調査の実施や道等への事前届出により、有害物質の把握と適正処理に努めるものとします。
- ② 排出事業者である元請業者等による分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めるものとします。
- ③ 建築物の解体時に発生するPCB廃棄物は、処理されるまでの間適正に保管し、「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に従い適正に処理するものとします。

○ 道の主な施策

- ① 関係業界と連携して、発注者、建設業者及び処理業者に対する廃棄物の排出抑制や適正処理の普及啓発に努めます。
- ② 国・市町村と連携して、公共事業における廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用及び再生資材の利用促進に努めます。
- ③ 多量排出事業者等に対し、更なる排出抑制や再生利用を指導助言するものとします。
- ④ 事業者に対して、PCB廃棄物等の有害廃棄物に係る情報提供や啓発指導を行います。
- ⑤ 今後のリサイクル技術の進展などを勘案し、必要に応じて建設リサイクル法の対象建設工事の規模等の基準について検討します。
- ⑥ 汚泥の適正な再生利用の促進の検討や再生利用技術の研究開発、実用化への支援を行います。
- ⑦ アスベストの使用・処理実態を把握し、発注者、処理業者等に対し飛散防止措置等の必要な指導を行います。

- ⑧ 建設業法、建設リサイクル法、都市計画法、廃棄物処理法等に基づく監視・指導を行い、悪質な違法行為に対しては厳正に対処します。

【関係法令等】建設業法、建設リサイクル法、都市計画法、廃棄物処理法、循環条例等

(3) 電気・ガス・熱供給・水道業

○ 現状

- ・ 電気・水道業から排出される主な産業廃棄物は、汚泥やばいじん、燃え殻であり、平成29年度（2017年度）では年間5,424千トン排出されています。
- ・ 排出量の91%（4,942千トン）を占める汚泥は、その9割（4,556千トン）が下水道業から排出され、このうち98%（4,446千トン）が脱水等の中間処理により減量化されています。減量化後（110千トン）のうち、91%（100千トン）が緑農地利用や土木建設資材、セメントの原料として再生利用され、残りの9%（10千トン）が最終処分されています。

また、1割弱（366千トン）は上水道業から排出され、このうち93%（340千トン）が、脱水等の中間処理により減量化され、減量化後（26千トン）のうち36%（9千トン）が改良土等として再生利用されています。

- ・ また、排出量の8%（438千トン）を占めるばいじんは、そのほとんどが電気業から排出され、セメントや土木建設資材の原料等として93%（407千トン）が再生利用されています。

○ 課題

ばいじんを、土木資材の原料等として再生利用する場合は、有害物質の含有等に留意する必要があります。

○ 令和6年度目標

区分	現状（平成29年度）	目標（令和6年度）
ばいじんの再生利用率	93.1%	95%以上 ^{※1}
ばいじんの最終処分率	6.9%	5.0%以下 ^{※2}
下水汚泥の再生利用率 （減量化後）	91%	85%以上 ^{※3}

※1 最終処分量の削減量から算定し設定

※2 第3章の最終処分量の目標値に準じて設定

※3 「北海道バイオマス活用推進計画」の目標値に準じて設定

○ 基本的な方向

- ① ばいじん、燃え殻のセメントや土木建設資材の原料等としての適正な利用及び利用先の確保
- ② 下水汚泥のバイオマスとしての利活用や土木資材の原料等としての適正な利用
- ③ 上水汚泥の改良土や盛土材としての適正な利用
- ④ ばいじんや汚泥の新たな再生利用に向けた研究開発

○ 道の主な施策

- ① 廃棄物処理法に基づく再生利用の指定制度を適切に運用するとともに、有害物質等を考慮した適正な利用を指導します。
- ② 多量排出事業者等に対し、更なる排出抑制や再生利用を指導助言するものとします。
- ③ 市町村と連携し、公共機関に係る事業者別の再生利用の状況等を把握し、公表します。

- ④ 循環的利用に係るネットワークの構築や循環的利用施設の整備促進など廃棄物の利用先の確保に係る支援を行います。
 - ⑤ 再生利用技術の研究開発や実用化への支援を行います。
- 【関係法令等】 下水道法、水道法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法等

(4) 食料品関連産業

○ 現状

- ・ 食料品関連産業から排出される主な産業廃棄物は、汚泥、動植物性残さであり、平成 29 年度（2017 年度）では年間 1,029 千トン排出されています。
 - ・ 排出量の 77%（789 千トン）を占める汚泥のうち、64%（507 千トン）が脱水等の中間処理により減量化され、減量化後（282 千トン）の 76%（215 千トン）が肥料等として再生利用され、24%（68 千トン）が最終処分されています。
- また、排出量の 14%（144 千トン）を占める動植物性残さは、15%（22 千トン）が脱水等の中間処理により減量化され、減量化後（122 千トン）のうち 89%（109 千トン）が肥料や飼料として再生利用され、11%（13 千トン）が最終処分されています。

○ 課題

- ・ 食料品関連産業から排出される汚泥は、最終処分率が高いことから、再生利用等の一層の促進が求められます。

○ 令和 6 年度目標

区分	現状（平成 29 年度）	目標（令和 6 年度）
汚泥の再生利用率（減量化後）	76%	85%以上※ ¹
汚泥の最終処分率（減量化後）	24%	15%以下※ ²

※¹ 最終処分量の削減量から算定し設定

※² 第 3 章の最終処分量の目標値に準じて設定

○ 基本的な方向

- ① 汚泥の減量化の促進、減量化後の汚泥の堆肥化、土壌改良材等としての利用
- ② 動植物性残さの飼料及び堆肥の原料としての利用
- ③ バイオマスとしての高度な再生利用に向けた研究開発

○ 道の主な施策

- ① 廃棄物処理法に基づく再生利用の指定制度を適切に運用するとともに、適正な利用を指導します。
 - ② 循環的利用に係るネットワークの構築や循環的利用施設の整備の促進など廃棄物の利用先の確保に関わる情報提供等の支援を行います。
 - ③ バイオマスの再生利用技術の研究開発や実用化への支援を行います。
 - ④ 多量排出事業者等に対し、更なる排出抑制や再生利用を指導助言するものとします。
- 【関係法令等】 食品リサイクル法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法等

(5) パルプ・紙製造業

○ 現状

- ・ パルプ・紙製造業から排出される主な産業廃棄物は、汚泥、燃え殻、紙くず、ばいじんであり、平成 29 年度（2017 年度）では年間 6,328 千トン排出され、道内の製造業の中で最も排出量が多くなっています。

- ・ 排出量の95% (6,024千トン) を占める汚泥のうち、93% (5,626千トン) が脱水等の中間処理により減量化され、減量化後(398千トン)のうち、92% (368千トン) が建設材料などとして再生利用、8% (30千トン) が最終処分されています。
- ・ また、排出量の3% (199千トン) を占める燃え殻及びばいじんは、その98% (195千トン) がセメント原料や土木建設資材等に再生利用されています。

○ 課題

ばいじんを土木資材等として再生利用する場合は、有害物質の含有などに留意する必要があります。

○ 令和6年度目標

区分	現状 (平成29年度)	目標 (令和6年度)
汚泥の再生利用率 (減量化後)	92%	95%以上 ^{※1}
汚泥の最終処分率 (減量化後)	8%	5%以下 ^{※2}

※1 最終処分量の削減量から算定し設定

※2 第3章の最終処分量の目標値に準じて設定

○ 基本的な方向

- ① ばいじん、燃え殻のセメント原料や土木建設資材原料等としての適正な利用や利用先の確保
- ② 木くず等のバイオマスとしての利用や、水処理汚泥の燃料としての利用

○ 道の主な施策

- ① 廃棄物処理法に基づく再生利用の指定制度を適切に運用するとともに、有害物質等を考慮した適正な利用を指導します。
- ② 循環的利用に係るネットワークの構築など廃棄物の利用先の確保に係る情報提供等の支援を行います。
- ③ 再生利用技術の研究開発や実用化への支援を行います。
- ④ 多量排出事業者等に対し、更なる排出抑制や再生利用を指導助言するものとします。

【関係法令等】水質汚濁防止法、廃棄物処理法等

(6) 水産業

○ 現状

- ・ 漁業や水産食料品製造業から排出される主な産業廃棄物は、貝殻、ホタテウロ、イカゴロ、漁網等であり、平成29年度(2017年度)では年間204千トン排出されています。
- ・ 排出量の57%(116千トン)を占めるホタテ貝殻は、土木資材(暗渠疎水材、土壌改良材等)、肥料やカキの養殖資材、チョークの原料等としてほぼ100%再生利用^{※1}されています。また、41%(83千トン)を占めるホタテウロ、イカゴロ等の加工残さは、96%(80千トン)が肥料や飼料として再生利用され、2.0%(1.8千トン)が最終処分されています。
- ・ 廃漁網の排出量は1.0%(2.1千トン)程度ですが、分別・破碎等の前処理が必要なことから、再生利用は19%(0.4千トン)となっており、66%(1.4千トン)が最終処分されています。
- ・ 廃FRP^{※2}船は、平成17年度(2005年度)からFRP船製造事業者団体による広域処理が開始され、道内では平成19年度(2007年度)から運用が開始されています。

※1 再生利用目的での一時保管を含む

※2 Fiber Reinforced Plasticの略 繊維で強化しているプラスチック

○ 課題

- ・ 廃漁網については、再生利用率が低く最終処分率が高いことから、再生利用の一層の促進が求められます。
- ・ 廃FRP船が放置された場合は、高潮時の流出による災害や津波による背後住居等への二次被害が懸念されることから、広域処理制度の活用等により、再生利用を含む適正処理の推進が必要です。
- ・ ホタテウロやイカゴロは、飼肥料として再生利用されていますが、含有するカドミウムの低減等が課題となっています。

○ 令和6年度目標

区分	現状（平成29年度）	目標（令和6年度）
動植物性残さの再生利用率	98%	98%以上
動植物性残さの最終処分率	0.9%	0.9%以下
廃漁網、廃FRP船は「その他の産業廃棄物(廃プラスチック類)」の目標とします。		

○ 基本的な方向

- ① 動植物性残さの土木資材、飼肥料等としての適正な利用
- ② 廃漁網、廃FRP船のプラスチック原料等としての再生利用を含む適正処理
- ③ 動物性残さの海洋での有効利用は、海洋への影響について十分配慮するとともに、関係機関とも調整し適切に実施

○ 道の主な施策

- ① 廃棄物処理法に基づく再生利用の指定制度を適切に運用するとともに、有害物質等を考慮した適正な利用を指導します。
- ② 漁業関係団体や市町村とも連携し、廃漁網、廃FRP船の再生利用促進を含む適正処理について、普及啓発を行います。
- ③ 漁業系廃棄物に係る排出状況や再生利用を含む処分状況等、現況把握に努めるとともに、それらの情報を公表します。
- ④ 漁業系廃棄物の再生利用技術の研究開発や実用化への支援を行います。

【関係法令等】海洋汚染防止法等、廃棄物処理法

2 種類別等

(1) 種類別

第3章に掲げる目標に沿って、下表に示す産業廃棄物全体で、再生利用率30%以上、最終処分率3%以下を目指します。

また、産業廃棄物の種類ごとの処理の方針を目安に、それぞれ再生利用率の向上と最終処分率の低減と併せ、再生利用のための技術開発等に取り組むものとします。

産業廃棄物の種類	現状（平成29年度）	目標（令和6年度）及び処理方針
全体 （表中の種類のみ）	再生利用率 28% 最終処分率 4%	再生利用率 30%以上とする 最終処分率 3%以下とする
燃え殻	再生利用率 93% 最終処分率 7%	セメント原料、路盤材・骨材原材料等として再生利用に努める。
有機性汚泥	再生利用率 9% 最終処分率 1%	飼肥料、土壌改良材、バイオマス原料等として再生利用に努める。
無機性汚泥	再生利用率 20% 最終処分率 12%	セメント原料、土木資材等として再生利用に努める。
廃油	再生利用率 46% 最終処分率 8%	燃料、再生油等として再生利用に努める。
廃酸	再生利用率 57% 最終処分率 2%	食料品製造業からの排出が43%を占めており、飼料等としての再生利用に努める。
廃アルカリ	再生利用率 13% 最終処分率 7%	樹脂原料等としての再生利用に努める。
廃プラスチック類	再生利用率 52% 最終処分率 29%	セメント原燃料、プラスチック原料等として再生利用に努める。
紙くず	再生利用率 97% 最終処分率 2%	製紙原材料や燃料等として再生利用に努める。
木くず	再生利用率 89% 最終処分率 7%	製紙・建設資材や敷料、燃料等として再生利用に努める。
繊維くず	再生利用率 20% 最終処分率 72%	ウエス等として再生利用に努める。
金属くず	再生利用率 76% 最終処分率 23%	金属原料等として再生利用に努める。
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	再生利用率 82% 最終処分率 17%	ガラスや建設資材原料等として再生利用に努める。
鉱さい	再生利用率 98% 最終処分率 2%	路盤材、建設骨材としての利用に加え、新たな再生利用の開発に努める。

(2) 廃棄物処理法以外の法律の基準により処理される廃棄物

汚泥や廃酸・廃アルカリ等の廃棄物に該当するものであっても、鉱山から生ずる鉱さいや汚泥等は鉱山保安法、下水道施設によって処理される下水は下水道法、工場・事業場から公共用水域に排出される排水は水質汚濁防止法等、個別法による規制を受けている廃棄物については、関係法令に基づき事業者が適正に処理します。

3 地域別

第3章に掲げる目標に沿って、全道で、産業廃棄物の排出量3,750万トン以下、最終処分量57万トン以下を目指します。

また、各地域における産業廃棄物の排出量や最終処分量、最終処分率等を勘案し、全道的・地域的な循環資源の需給バランスの状況を踏まえてリサイクル施設等の整備の促進に取り組むものとしします。

地 域	排出量が多い 産業廃棄物 (上位3種・全体) [千t]		最終処分量が多い 産業廃棄物 (上位3種・全体) [千t]		全道における 最終処分率よりも 最終処分率が高い 産業廃棄物	処分地域別 最終処分量 ()内は流出入量の差 [千t]
空 知	汚 泥	316	が れ き 類	8	汚 泥 2.2%	全 体 65 (32)
	が れ き 類	206	汚 泥	7		
	木 く ず	31	ガ ラ 陶	4		
	全 体	966	全 体	33		
石 狩	汚 泥	2,713	が れ き 類	39	木 く ず 7.8%	全 体 115 (▲54)
	が れ き 類	1,059	汚 泥	35		
	木 く ず	158	廃 プ ラ	19		
	全 体	4,813	全 体	169		
後 志	汚 泥	269	が れ き 類	9	汚 泥 2.7%	全 体 42 (6)
	が れ き 類	252	汚 泥	7	廃 プ ラ 30.2%	
	木 く ず	37	ガ ラ 陶	4		
	全 体	955	全 体	37		
胆 振	汚 泥	4,677	汚 泥	41	ガ ラ 陶 25.5%	全 体 153 (7)
	鉱 さ い	693	ば い じ ん	30		
	ば い じ ん	639	ガ ラ 陶	22		
	全 体	8,081	全 体	146		
日 高	が れ き 類	100	が れ き 類	4	汚 泥 4.2%	全 体 7 (▲6)
	汚 泥	54	汚 泥	2	木 く ず 8.2%	
	木 く ず	15	ガ ラ 陶	1	ガ ラ 陶 20.2%	
	全 体	1,004	全 体	13	廃 プ ラ 29.9%	
渡 島	汚 泥	487	汚 泥	13	汚 泥 2.6%	全 体 36 (▲7)
	が れ き 類	221	が れ き 類	8		
	ガ ラ 陶	66	ガ ラ 陶	7		
	全 体	1,541	全 体	43		
檜 山	汚 泥	36	が れ き 類	1	汚 泥 2.5%	全 体 10 (5)
	が れ き 類	26	汚 泥	1		
	木 く ず	14	ガ ラ 陶	1		
	全 体	256	全 体	4		
上 川	汚 泥	541	が れ き 類	11	汚 泥 1.7%	全 体 50 (-)
	が れ き 類	306	汚 泥	9	木 く ず 7.7%	
	木 く ず	48	ガ ラ 陶	7		
	全 体	1,978	全 体	50		

地 域	排出量が多い 産業廃棄物 (上位3種・全体) [千t]	最終処分量が多い 産業廃棄物 (上位3種・全体) [千t]	全道における 最終処分率よりも 最終処分率が高い 産業廃棄物	処分地域別 最終処分量 ()内は流出入量の差 [千t]
留 萌	汚 泥 64	汚 泥 4	汚 泥 6.5 %	全 体 4 (▲4)
	が れ き 類 38	が れ き 類 1	廃 プ ラ 30.2 %	
	木 く ず 6	廃 プ ラ 1	ガ ラ 陶 24.2 %	
	全 体 433	全 体 8		
宗 谷	汚 泥 117	汚 泥 4	汚 泥 3.7 %	全 体 11 (▲4)
	が れ き 類 79	が れ き 類 3		
	廃 プ ラ 12	廃 プ ラ 2		
	全 体 1,329	全 体 15		
林-ツ	汚 泥 398	汚 泥 10	汚 泥 2.5 %	全 体 52 (9)
	が れ き 類 168	が れ き 類 6		
	木 く ず 27	ば い じ ん 6		
	全 体 3,307	全 体 42		
十 勝	汚 泥 677	汚 泥 33	汚 泥 5.6 %	全 体 86 (14)
	が れ き 類 345	が れ き 類 12	ガ ラ 陶 26.1 %	
	木 く ず 49	廃 プ ラ 6	動 植 物 残 さ 9.2 %	
	全 体 6,202	全 体 72		
釧 路	汚 泥 2,088	汚 泥 8	が れ き 類 5.0 %	全 体 36 (6)
	が れ き 類 139	が れ き 類 7	木 く ず 8.2 %	
	燃 え 殻 109	廃 プ ラ 4	ガ ラ 陶 19.6 %	
	全 体 4,591	全 体 30		
根 室	汚 泥 127	汚 泥 5	汚 泥 4.0 %	全 体 12 (▲4)
	が れ き 類 77	が れ き 類 3	が れ き 類 4.4 %	
	木 く ず 11	廃 プ ラ 2	木 く ず 7.6 %	
	全 体 3,285	全 体 16		
全 道	汚 泥 12,465	汚 泥 180	汚 泥 1.4 %	
	が れ き 類 3,336	が れ き 類 125	木 く ず 7.3 %	
	鉱 さ い 699	ガ ラ 陶 79	廃 プ ラ 28.8 %	
	全 体 38,741	全 体 679	ガ ラ 陶 16.9 % 動 植 物 残 さ 8.4 % が れ き 類 3.8 %	

※1 排出量の上位3種からは「動物のふん尿」を除いている。

※2 「全道における最終処分率よりも最終処分率が高い産業廃棄物」については、当該地域における排出量上位5種（動物のふん尿を除く）の産業廃棄物のうち全道における当該産業廃棄物の最終処分率（「全道」の欄）よりも最終処分率が高いものを掲載した。

※3 表中において、産業廃棄物の名称を略しているものの正式名称は次のとおり。

ガ ラ 陶 : ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

廃 プ ラ : 廃プラスチック類

動 植 物 残 さ : 動植物性残さ

4 特別管理産業廃棄物等

○ 現状

- ・ 廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性があるなど人の健康又は生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有するものを特別管理産業廃棄物といい、平成 29 年度（2017 年度）では年間 13 千トンが排出されています。（PCB 廃棄物、感染性廃棄物及び廃石綿等を除く）
- ・ このうち、焼却等により 33%が減量化され、その後、1 千トン(6%)が最終処分されています。
- ・ 重金属等の埋立基準を超えている特別管理産業廃棄物や有害な産業廃棄物（以下「特別管理産業廃棄物等」という。）は、重金属等が溶出しないよう中間処理を行い管理型産業廃棄物処分場に埋め立てられるか、又は、中間処理をせず遮断型産業廃棄物処分場に埋め立てられています。

○ 課題

遮断型処分場は、現在の法制度では、設置者が永久管理をしなければならないことから、埋立終了後のあり方を含め、遮断型処分場の廃止に向けた安全確保に係る法整備や、遮断型処分によらない処分方法の促進が必要です。

○ 令和 6 年度目標

全ての特別管理産業廃棄物等の適正処理

○ 基本的な方向

- ① 有害物質を含む特別管理産業廃棄物等の適正処理
- ② 有害物質を含まない特別管理産業廃棄物（揮発油類、灯油類等）の再生利用
- ③ 遮断型処分によらない処分方法の検討

○ 道の主な施策

- ① 特別管理産業廃棄物排出事業者や処理業者に対して立入検査を実施し、適正処理の推進を図ります。
- ② 再生利用先の確保に関わる情報提供等の支援をします。
- ③ 管理型処分場での処分を前提とした中間処理等、遮断型処分場での埋立量の低減方策等について検討します。
- ④ 国に対して、遮断型処分場埋立終了後のあり方や、遮断型処分によらない処分方法の促進を要望します。

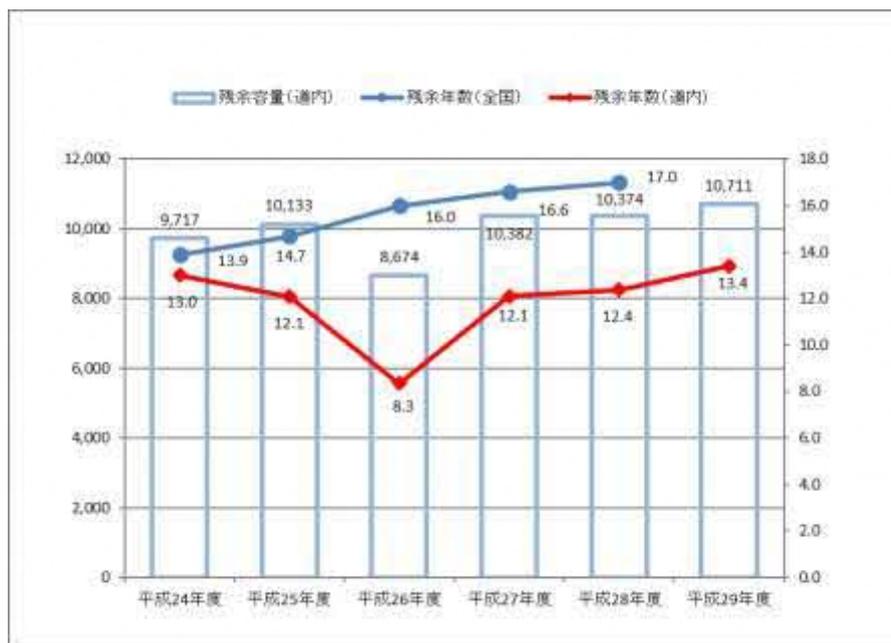
【関係法令等】消防法、毒劇物取締法、廃棄物処理法等

5 施設整備のあり方

○ 現状

- ・ 産業廃棄物最終処分場の残余容量は、平成 29 年度（2017 年度）末で 10,711 千 m^3 であり、産業廃棄物の処理実績から算定した残余年数は 13.4 年です。
- ・ 産業廃棄物焼却施設の処理能力は、新規施設の大型化等により、平成 29 年度（2017 年度）末で年間焼却量の 2.60 倍*になっています。
- ・ 木くずやがれき類等の破碎施設は、平成 29 年度（2017 年度）末では 954 の許可施設に加え、廃棄物処理法で当分の間、設置許可が不要とされている自家用の移動式破碎機も、相当数あると推測されます。
- ・ 道では、循環条例に廃棄物処理施設の設置手続等の規定を設け、地域の理解のもと円滑な

設置を進めています。



※道内分は、併せ産廃を除外して算出している。

図5-1 産業廃棄物最終処分場の残余状況

○ 課題

- ・ 産業廃棄物処理施設に対する住民の不信感は依然として強く、施設の整備が遅れている例も見られます。
- ・ 地域の廃棄物の発生状況に応じたリサイクル施設の整備を促進する必要があります。
- ・ 地球温暖化防止に配慮した廃棄物処理施設の整備が求められています。

区分	現状 (平成 29 年度)	目標 (令和 6 年度)
最終処分場残余年数	13.4 年	必要最終処分量の 10 年程度を確保
焼却施設処理能力	259.9%	必要な処理能力を確保

○ 令和6年度目標

○ 基本的な方向

- ① 民間事業者を基本とした施設整備
- ② 地域の理解と協力を得た継続的な施設整備
- ③ 地域の実情を踏まえたリサイクル施設の整備
- ④ 地球温暖化防止に配慮した施設整備

○ 事業者等の責務

- ① 排出事業者は、自ら処理施設の確保を図るものとします。
- ② 廃棄物処理法及び循環条例等を遵守し、住民の協力と信頼の下、施設整備を進めるとともに、施設の維持管理に当たっては、積極的に維持管理情報の提供に努めるものとします。
- ③ 循環的利用や地球温暖化防止に配慮した処理施設の整備に努めるものとします。

○ 道の主な施策

- ① 廃棄物の循環的利用を進めるため、品目別や地域別の産業廃棄物の最終処分量等を踏まえ、排出事業者、処理業者、関係業界等と連携し、既存の補助制度を活用した支援等により、循環的利用のための施設設備の整備を促進します。
- ② 地域の理解と協力を得ながら、最終処分場や焼却施設、特別管理廃棄物処理施設（以下「最終処分場等」という。）が円滑に設置されるよう事業者等に対して循環条例に基づく設置手続き等の確実な実施を求めます。
- ③ 焼却施設の設置に当たっては、熱回収が可能となるよう働きかけを行い、循環条例の対象とならない焼却施設の設置に当たっても、法の構造基準や維持管理基準に準じるよう指導します。
- ④ 最終処分場等の設置者と市町村や地域住民等との間で生活環境保全のために協定を締結しようとする場合、十分な話し合いのもと実効性のある協定となるよう助言します。
- ⑤ 処理施設（許可が不要である施設や法規制前の処分場を含む。）の維持管理の適正化を図るため、計画的な監視指導を行い、悪質な排出事業者や処理業者に対しては、改善命令や許可取消など厳正に対処します。
- ⑥ 廃棄物の排出抑制等を推進し適正な循環的利用及び適正処理を行うために必要となる廃棄物処理施設の整備に係る指導・助言を行うとともに、今後の法改正や社会情勢の動向等を踏まえ、必要に応じて道が関与する施設の整備について検討します。
また、一般廃棄物の分別・再資源化が高まることにより、市町村が設置している焼却施設の処理能力に余力が生じた場合は、地域における産業廃棄物の処理実態を踏まえながら、当該焼却施設の産業廃棄物処理への活用を促します。

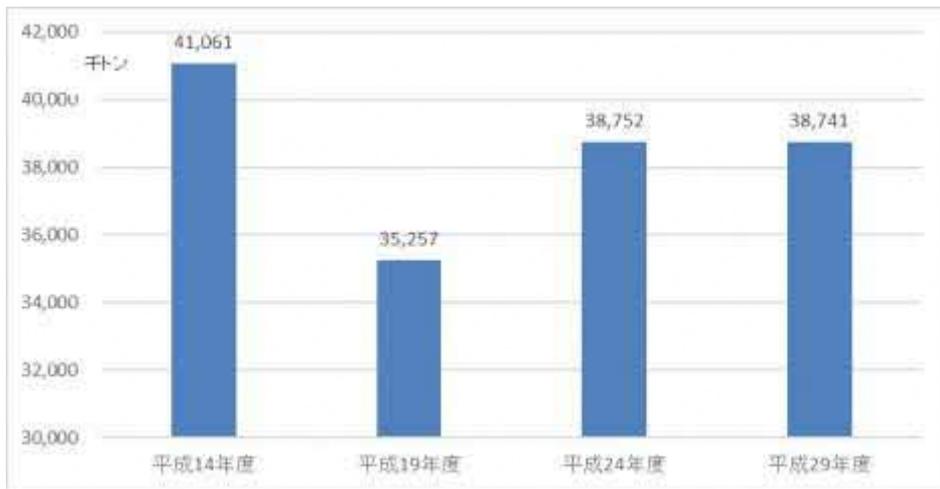


図5-2 産業廃棄物排出量の推移

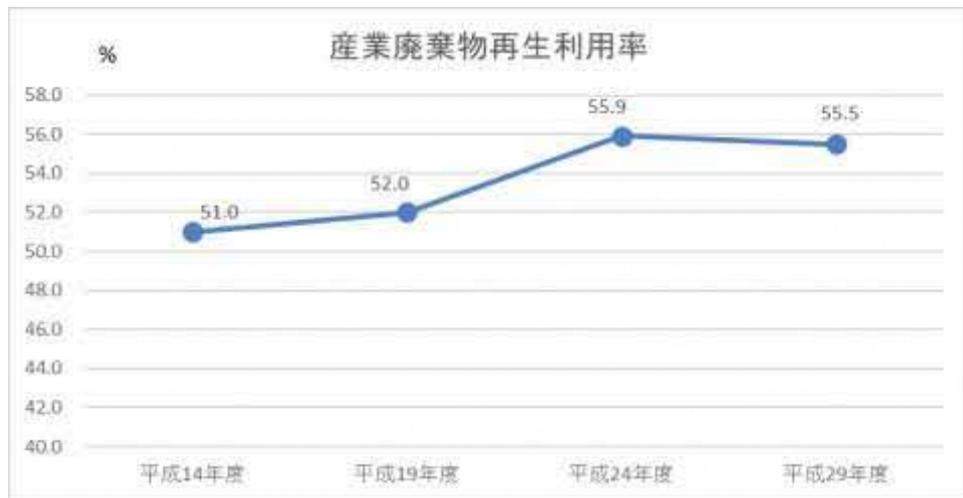


図5-3 産業廃棄物再生利用率の推移

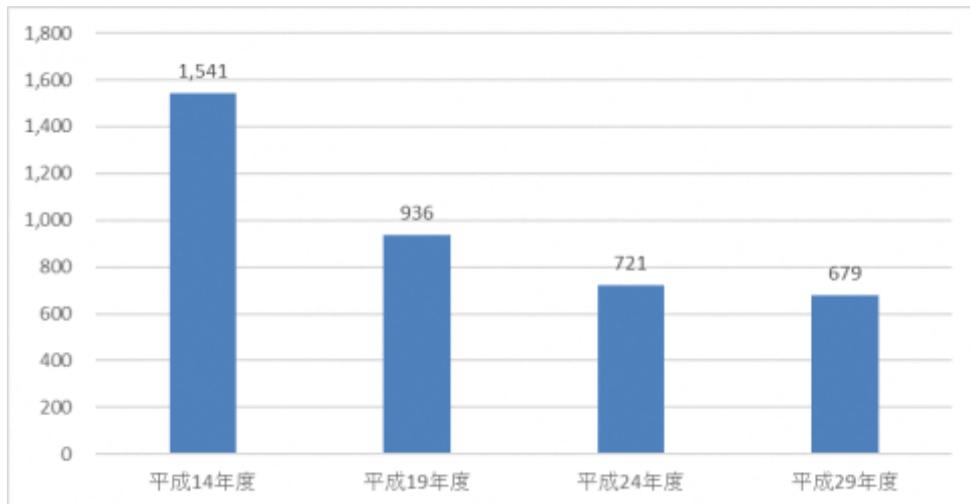


図5-4 産業廃棄物最終処分量の推移

第7章 重点的な取組が必要な廃棄物の処理に関する方針

1 バイオマス

○ 現状

- ・ 廃棄物系バイオマスの排出量は、平成28年度（2016年度）では年間34,889千トンと推計され、全廃棄物排出量の約9割を占めています。
- ・ このうち、古紙、生ごみ等の一般廃棄物は2,374千トン、有機性汚泥や動物のふん尿等の産業廃棄物は30,637千トン排出されており、産業廃棄物が廃棄物系バイオマス排出量の88%を占めています。
- ・ 廃棄物系バイオマスの利活用率は89.8%となっており、一般廃棄物では52%に留まっていますが、産業廃棄物では97%が利活用されています。

表3 廃棄物系バイオマスの排出・利活用状況（平成28年度）

区分		排出量（千t）		利活用量（千t）		利活用率（%）
			炭素換算量（千t）		炭素換算量（千t）	
一般廃棄物	紙類	1,233	438	678	241	55
	生活系・事業系生ごみ	519	22	57	2	11
	し尿等	623	8	146	2	23
	小計	2,374	468	881	245	52
産業廃棄物	動物のふん尿	19,305	1,152	19,302	1,152	100
	その他の有機性廃棄物	13,210	1,048	12,118	998	92
	小計	32,515	2,200	31,420	2,150	98
計		34,889	2,668	32,301	2,395	90

※ 単位未満は四捨五入しているため、内訳の集計と合計欄の値が一致しない場合がある。

○ 課題

- ・ 一般廃棄物系バイオマスの利活用が進んでいない状況にあり、特にその利活用率が11.0%に留まっている生ごみ（事業系、家庭系）は、発生形態や地域に応じた取組を進める必要があります。
- ・ 産業廃棄物系バイオマスのうち63%を占める動物のふん尿は、そのほとんどが堆肥として利用されてきましたが、FIT制度の利用により、エネルギー利用を含む複合的な利用等が進められてきました。しかし、系統連系の容量不足やFIT制度による買取期間終了の問題から、FITに頼らないシステムの構築等、地産地消によるエネルギーの循環が重要となります。

○ 令和4年度目標

区分	現状（平成28年度）	目標（令和4年度）
廃棄物系バイオマス利活用率	89.8%	90%以上

※「目標」は北海道バイオマス活用推進計画の目標年度の目標値。なお、社会的情勢により変動が大きいものと考えられるため、同計画の改定・見直しの際に考慮するものとする。

○ 基本的な方向

バイオマスの利活用の促進により、地域循環共生圏の形成・拡大を図ります。

- ① 道のワンストップ窓口の活用によるバイオマス利活用の取組の拡大

- ② 生ごみの分別の徹底等及びバイオマスとしての利活用によるリサイクルの推進
- ③ 動物のふん尿の適正な管理と利用（堆肥化、他のバイオマスとの複合的利用）
- ④ 下水汚泥の堆肥・土木資材の原料等やエネルギー源としての適正な利用
- ⑤ 有機性汚泥の減量化の促進、減量化後の堆肥化、土壌改良材等としての利用
- ⑥ 動植物性残さの飼肥料としての適正な利用
- ⑦ 廃食用油の燃料化
- ⑧ 廃棄物系バイオマスの高度な再生利用に向けた試験研究の推進

○ 道の主な施策

- ① ワンストップ窓口を活用して、道庁内の効率的な施策の推進に係る調整を行うとともに、市町村や事業者等に対する情報提供、相談対応、市町村間の連携調整等を進め、バイオマスの利活用の取組の拡大・ネットワーク化を促進します。
- ② 1人1日当たりのごみ排出量やリサイクル率が目標値に達成していない市町村の生ごみの分別や減量化を加速するよう重点的に対応します。
- ③ 生ごみやし尿、下水汚泥、動物のふん尿等、複数のバイオマスによるエネルギー利用等、複合的な利活用に向けた技術的支援を行います。
- ④ 動物のふん尿は、地域の実情を踏まえ、集中・個別処理施設を有機的に組み合わせた動物のふん尿処理施設の整備を促進します。
また、メタン発酵を活用した消化液や戻し堆肥の敷料利用等の複合的利用及びエネルギー利用を促進します。
- ⑤ 下水汚泥は、堆肥や土木資材の原料等としての利用に加えて、バイオガス化によるエネルギーとしての利用を促進します。
- ⑥ 動植物性残さ等の食品廃棄物は、「食品ロス削減推進法」や「食品リサイクル法」に基づく地域の食品関連事業者、再生利用事業者等における発生抑制や再生利用に係る取組が推進されるよう、国の関係機関や市町村と連携しながら情報提供や助言等に努め、利活用システムの構築を促進します。
- ⑦ 廃食用油を原料とするバイオディーゼル燃料（BDF）の利活用を促進するため、製造事業者等を対象とするセミナーの開催や「バイオディーゼル燃料導入マニュアル」の活用など普及啓発を進めます。
- ⑧ 廃棄物処理法に基づく再生利用の指定制度を適切に運用するとともに、適正な利用を指導します。
- ⑨ 再生利用技術の研究開発や実用化の検討に係る指導・助言等を行います。

2 その他の重点的な取組が必要な廃棄物

(1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物（PCB廃棄物）

○ 現状

- ・ 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB特別措置法」という。）に基づく道及び政令市への保管状況等の届出では、平成30年（2018年）3月末現在、道内で保管されているPCB廃棄物は、トランスが315事業所12,985台、コンデンサが238事業所で1,499台、蛍光灯安定器が192事業所で19,973個等となっています。
- ・ また、平成30年（2018年）3月末現在、使用されているPCB使用製品は、トランスが175事業所で315台、コンデンサが17事業所で111台、蛍光灯安定器が38事業所で561個等となっています。
- ・ 国内のPCB廃棄物の処理は、国が中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」

という。)を活用した拠点的広域処理施設による処理体制を整備し、北海道PCB処理事業所を含めて全国5箇所です業が進められているほか、微量のPCBに汚染された廃棄物の処理は、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度等を活用し、既存の廃棄物処理施設での処理が進められています。

- ・ JESCOの北海道事業は、「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」(以下「PCB処理計画」という。)に沿って、室蘭市内に設置された処理施設で、平成20年(2008年)5月から高圧トランス・コンデンサ及び廃PCB等を、平成25年(2013年)9月から安定器等・汚染物の広域的な処理を行っています。
- ・ 国では、PCB廃棄物処理開始後に明らかになった課題に対応するため、平成26年(2014年)6月に国の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」(以下「処理基本計画」という。)を変更し、北海道事業の計画的処理完了期限は、高圧トランス・コンデンサ等が令和5年(2023年)3月末、安定器等・汚染物が令和6年(2024年)3月末とされています。
- ・ また、計画的処理完了期限内に高濃度PCB廃棄物のJESCOへの処分委託を終え、処理期限内に一日でも早く安全かつ確実に高濃度PCB廃棄物の処理を完了するため、国においては、平成28年(2016年)5月にPCB特別措置法を改正し、計画的処理完了期限の前の時点で処分期間(PCB特別措置法第10条第1項の規定に基づく、計画的処理完了期限の1年前の日)の設定や、都道府県知事による報告徴収及び立入検査の権限強化等の追加的措置を講じることとしました。
- ・ 道においても、平成29年(2017年)3月にPCB処理計画を変更し、新たに拡充された権限等を有効に活用して、PCB廃棄物の適正処理を具体的に推進する方策を明らかにし、排出者責任のもと処理期限内の安全かつ適正な処理を推進していくこととしています。

○ 課題

- ・ 未届けのPCB廃棄物やPCB廃棄物の一部が所在不明となっていたり、企業の倒産等により保管者が不在となっているなどPCB廃棄物の保管責任が課題となっている事例があります。
- ・ PCB廃棄物について排出者責任のもと処分期間内での確実な処分を徹底させるため、掘り起こし調査による未届出の保管事業者の把握や、把握された保管事業者に対して早期処理を強く働きかける必要があります。
- ・ PCB廃棄物処理事業においては、処理期限内に安全かつ確実に処理を進めるため、今後も引き続き、関係機関と連携し、保管事業者等に対し適正な保管と早期処理への協力を求めるとともに、「北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議」や事業報告会などを通じて、処理事業の監視や地域住民への積極的な情報の公開を行う必要があります。

○ 令和6年度目標

全てのPCB廃棄物の適正保管と適正処理

区分	現状(令和元年8月)	目標(令和6年度)
トランス・コンデンサ等の処理率	93.3%	100%
安定器等・汚染物の処理率	51.7%	100%

○ 基本的な方向

- ① 北海道内における未届出のPCB廃棄物等の把握及び早期処理の指導
- ② PCB特別措置法及び廃棄物処理法に基づく届出、適正な保管、処理等の周知・指導
- ③ PCB処理計画に基づく計画的なPCB廃棄物及びPCB使用製品の早期処理の推進

- ④ P C B 廃棄物処理事業に係る住民への情報公開と P C B 処理事業者に対する監視・指導

○ 道の主な施策

- ① 道内の未届出の P C B 廃棄物等を把握するための掘り起こし調査を実施するとともに、把握された保管事業者に対して適正保管や届出、早期処理を指導します。
- ② 保管事業者に対する P C B 特別措置法及び廃棄物処理法に基づく立入検査により、届出や適正保管と早期処理を指導します。
- ③ 安全かつ効率的な収集運搬の確保のため、収集運搬業者への指導、普及啓発を行います。
- ④ P C B 処理計画に基づく P C B 廃棄物の安全かつ確実な処理を推進します。
- ⑤ 国や J E S C O に対して P C B 廃棄物の処理期限内での安全かつ確実な処理の推進を要請します。
- ⑥ 「北海道 P C B 廃棄物処理事業に係る広域協議会」で、道及び東北・北陸・甲信越・北関東 15 県並びに南関東 1 都 3 県の P C B 廃棄物の処理、収集運搬等に係る協議調整を行います。
- ⑦ 関係機関との連携、データベースの活用等により、P C B 廃棄物保管事業者等への指導、普及啓発や保管事業者名の公表を行います。
- ⑧ 環境モニタリングの実施や北海道 P C B 廃棄物処理事業監視円卓会議の活動、立入検査等を通じて、北海道事業の安全性に関する監視・指導を行います。
- ⑨ 事業報告会などを通じて、地域住民等に対し、P C B 廃棄物処理事業の進捗状況など P C B 処理に関する情報提供を行います。

【関係法令等】 P C B 特別措置法、電気事業法、消防法、廃棄物処理法、危険物の規制に関する政令等

(2) 使用済自動車

○ 現状

- ・ 使用済自動車の平成 30 年度（2018 年度）における引取報告件数は 187.6 千件でした。解体業者が中古部品等を回収し、その後破砕業者により有用金属等が回収され、その際に発生するシュレッダーダストが自動車製造業者等によってリサイクルされています。
- ・ 「使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）に基づき平成 16 年（2004 年）7 月から解体業及び破砕業に係る許可制度が開始され、平成 17 年（2005 年）1 月からは自動車所有者によるリサイクル料金等の預託等法制度が本格施行されたことにより、新たな使用済自動車の不法投棄や長期間保管は激減し、平成 30 年度（2018 年度）末現在で、長期保管が確認されている使用済自動車は 543 台です。

○ 課題

長期保管されている使用済自動車の適正処理を更に進めるとともに、自動車リサイクル業者の不適正な保管を監視する必要があります。

○ 令和 6 年度目標

区分	現状	目標（令和 6 年度）
使用済自動車の長期保管件数	H30 末 543 台	ゼロ

○ 基本的な方向

- ① 自動車リサイクル法に基づく使用済自動車の適正な引渡し（所有者）

- ② 自動車リサイクル法に基づくリサイクル・適正処理（引取業者等の関連事業者）及び廃棄物処理法に基づく適正保管

○ 道の主な施策

- ① 自動車リサイクル法及び廃棄物処理法に基づく引取業者・フロン類回収業者の登録、解体業者・破碎業者への監視・指導を行います。
- ② 行政機関や関係団体と連携し、使用済自動車のリサイクルに関する普及啓発等を行います。

【関係法令等】自動車リサイクル法、都市計画法、廃棄物処理法等

(3) アスベスト

○ 現状

- ・ アスベストは耐熱性、柔軟性、絶縁性、経済性などに優れているため、平成 18 年（2006 年）にごく一部の製品を除き全面的に使用等が禁止されるまで、建築材料を中心に幅広く使用されてきました。
- ・ アスベスト廃棄物のうち、特別管理産業廃棄物である廃石綿等*は、平成 29 年度（2017 年度）では年間約 3 千トン排出され、ほぼ全量が管理型産業廃棄物処分場で処理基準に沿って処分されています。
- ・ 廃石綿等以外のアスベスト廃棄物である石綿含有産業廃棄物は、安定型産業廃棄物処分場等で処分されています。

* 1 廃石綿等：廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、石綿建材除去除去事業に係るもの等であって、環境省令で定める飛散性のもの

○ 課題

アスベストを使用した建築物の解体が、令和 10 年（2028 年）頃にピークを迎えると予測されていることから、今後発生するアスベスト廃棄物の適正な処理及び処理施設の継続的な確保が必要です。

○ 令和 6 年度目標

全てのアスベスト廃棄物の適正処理

○ 基本的な方向

- ① 建築物等所有者によるアスベスト使用状況の確実な把握と有資格者による解体時のアスベスト廃棄物の適正な管理
- ② アスベスト廃棄物の処理における排出者責任の徹底と処理施設の確保
- ③ アスベスト廃棄物の適正処理

○ 道の主な施策

- ① アスベスト問題対策連絡会議等の開催により、アスベストの使用、処理実態を把握し、関係部局と情報共有を図るとともに、処理施設の確保を図ります。
- ② 大気汚染防止法、廃棄物処理法等に基づき、アスベスト廃棄物排出事業場の監視指導を行います。
- ③ アスベスト廃棄物処理業者の監視指導を行い、アスベスト廃棄物の処理基準に沿った安全・確実な処理の確保を図ります。

【関係法令等】大気汚染防止法、廃棄物処理法等

(4) 感染性廃棄物

○ 現状

- ・ 感染性廃棄物は、平成 29 年度（2017 年度）では年間 32 千トンが排出され、そのほとんどが道内の処理業者により焼却処理されています。
- ・ 感染性廃棄物は、一部の医療関係機関の認識不足による委託基準や保管基準を満足しない事例が見られます。
- ・ 在宅医療廃棄物は、一般廃棄物に該当し、原則として市町村にその処理責任がありますが、平成 24 年度（2012 年度）の調査では、道内の市町村で、一般廃棄物処理計画への記載や内規等で明確にしているものは 60(34%)、計画への記載等はないものの何らかの処理方針が定められているものは 88(49%)、全く定めていないものは 31(17%)となっています。

○ 課題

- ・ 感染性廃棄物はその性状から、廃棄物処理法に基づき、発生、排出から処分まで厳重な管理の下、確実かつ迅速な処理を行う必要があります。
- ・ 在宅医療からの注射針等の排出は、高齢化が進み自宅療養者が増えるなど、今後ますます増加することが予想され、在宅医療廃棄物の適正処理と事故の未然防止を図る観点から、市町村の一般廃棄物処理計画や内規にその処理について明記し、適正な処理体制を確保する必要があります。

○ 令和 6 年度目標

○ 基本的な方向

全ての感染性廃棄物の適正処理

- ① 感染性廃棄物の適正な保管・処理及び表示の徹底
- ② 在宅医療廃棄物の適正な処理体制の確立

○ 市町村の責務

市町村は、在宅医療廃棄物を含めた感染性一般廃棄物の処理体制の構築など適正な処理に必要な措置を講ずるものとします。

○ 道の主な施策

- ① 排出事業者、処理業者に対する監視指導及び感染性廃棄物処理マニュアルの普及啓発により、感染性廃棄物の適正処理を進めます。
- ② 必要に応じて、関係機関で構成する会議の開催や研修会への講師派遣、啓発資料の配布等を行うこととし、適正な処理を促進します。
- ③ 国の在宅医療廃棄物に関する手引等を踏まえ、在宅医療廃棄物を含めた感染性一般廃棄物の処理に関し、市町村の一般廃棄物処理計画等への位置づけと処理体制の確立を促進します。

【関係法令等】感染症予防法、廃棄物処理法等

(5) プラスチックごみ

○ 現状

- ・ プラスチックごみは不適正な処理のため世界全体で年間数百万トンを超える陸上から海洋への流出があると推計され、地球規模での環境汚染が懸念されています。
- ・ 国内では、マテリアルリサイクル及びケミカルリサイクル率 27.8%と熱回収率 58.0%を

合わせて 85.8%の有効利用率となっています。

○ 課題

- ・ プラスチックごみはアジア各国による輸入規制が拡大しており、これまで以上に資源循環の徹底や排出削減に向けた効果的な取組が求められています。

○ 令和6年度目標

プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと

○ 基本的な方向

- ① これまで取り組んできた 3 R うち 2 R を優先した施策の継続
- ② 道内外の先進的な取組事例などの発信

○ 道の主な施策

- ① 関係団体と連携して、容器包装の簡素化等の取組を促進します。
- ② 国の「プラスチック・スマート」キャンペーンと連動して、「使いきり」（いわゆるワンウェイ）のプラスチック製品はできるだけ使用しない、使用した際も正しく処理するなどの「プラスチックとの賢い付き合い方」を道民、事業者へ呼びかけます。
- ③ 北海道警察、海上保安庁等により構成される「廃棄物不法処理対策戦略会議」等により、関係機関が連携して、不法投棄等の未然防止や早期発見・早期対応のための体制の充実に努めます。
- ④ 国の事業を活用した海岸における漂着物の回収処理を推進します。

第8章 廃棄物の処理に関するその他の方針

1 優良な産業廃棄物処理業者の育成

○ 現状

- ・ 国では、平成23年(2011年)4月より、5年間の法令遵守、会社情報・経理状況などを積極的に公開する等の基準を満たした産業廃棄物処理業者を、都道府県・政令市が認定する、優良産廃処理業者認定制度の運用を開始し、全国の優良認定業者の情報を公開しています。
- ・ 公益社団法人北海道産業資源循環協会では、優良認定を受けた会員の情報を公開しています。
- ・ 道においても、優良認定業者の情報を公開するとともに、産業廃棄物の適正処理を推進するため、循環条例に産業廃棄物処理業者の育成規定を設け、優良な産業廃棄物処理業者の育成に努めています。

○ 課題

排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者に処理を委託しやすい環境を整備するためには、より多くの優良認定業者が必要です。

○ 令和6年度目標

区分	現状	目標(令和6年度)
廃棄物処理法に定める優良認定された産業廃棄物処理業者数(道内)	H30末 60者	200者

○ 道の主な施策

〈優良な処理業者の育成〉

- ① 処理業者が実施する廃棄物処理に係る勉強会等に率先して講師を派遣します。
- ② 各種研修会、産業廃棄物処理業に係る講習会等を通じて優良認定制度の普及を図ります。
- ③ 業界団体の実施している研修会やセミナー、排出事業者・処理業者に対する法律解釈等の情報提供等の多様な活動を支援することにより、優良認定業者の増加を図ります。

〈違反行為への厳正な対処〉

- ① 廃棄物処理法に基づく改善命令や許可取消など厳格な行政処分を実施するとともに、それらの情報をホームページ等で積極的に開示します。
- ② 処理業者が不法投棄等の違反行為をしたときは、警察と連携を密にし厳正に対処します。

〈排出事業者への情報提供等〉

- ① 排出事業者に対して優良認定業者に係る情報提供を行うとともに、優先的な選択を促します。

2 不法投棄等防止対策等の不適正処理対策

○ 現状

- ・ 道内の市町村が把握した一般廃棄物の不法投棄は、平成29年度(2017年度)では9,164件であり、このうち、生活系ごみが6,278件(68.5%)、事業系ごみが239件(2.6%)、不明が2,647件(28.9%)となっており、過去10年間の推移を見ると、不法投棄の件数は平成23年度(2011年度)までゆるやかな増加傾向でしたが、平成24年度(2012年度)以降は減少傾向にあります。

品目別では、廃タイヤが8,259本で最も多く、次いで廃家電(家電リサイクル法対象品目と対象外品目の合計)が3,779台となっています。

不法投棄が確認された場所は、公道が最も多く 4,389 件、続いて、ごみ収集場所 2,846 件、山林 638 件、民有地 487 件等となっており、その対応状況は、市町村による撤去が 8,398 件、警察へ通報したものが 259 件、投棄者に対する撤去指導等が 201 件等となっています。

- ・ 産業廃棄物の不法投棄の判明件数は横ばい傾向にあり、平成 29 年度（2017 年度）では 8 件でした。不法投棄量の 88.4% が行為者不明であり、92.2% が、がれき類や木くずなどの建設系廃棄物で占められています。

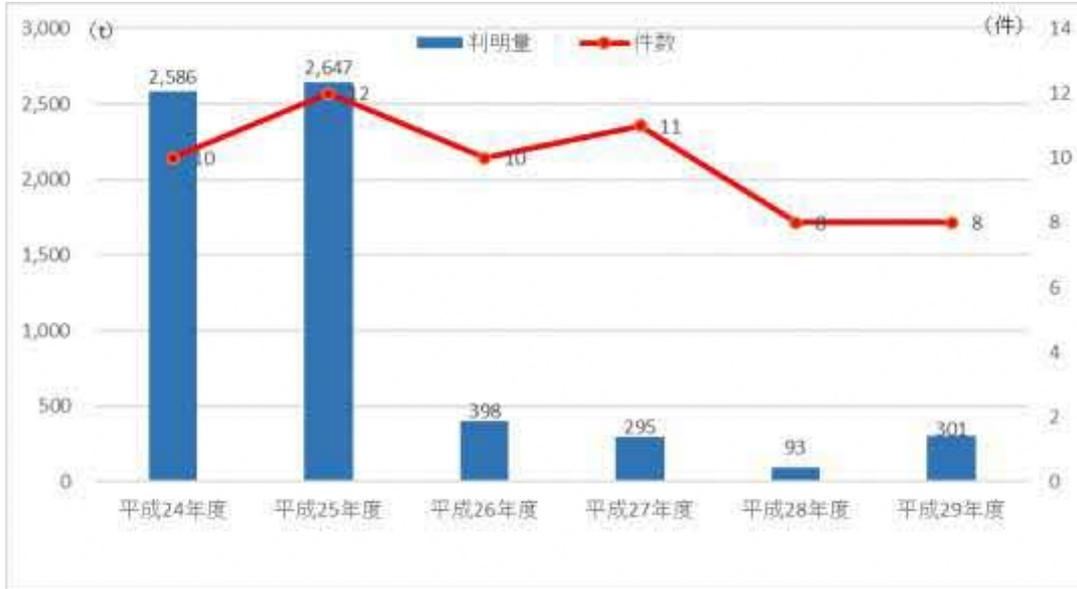
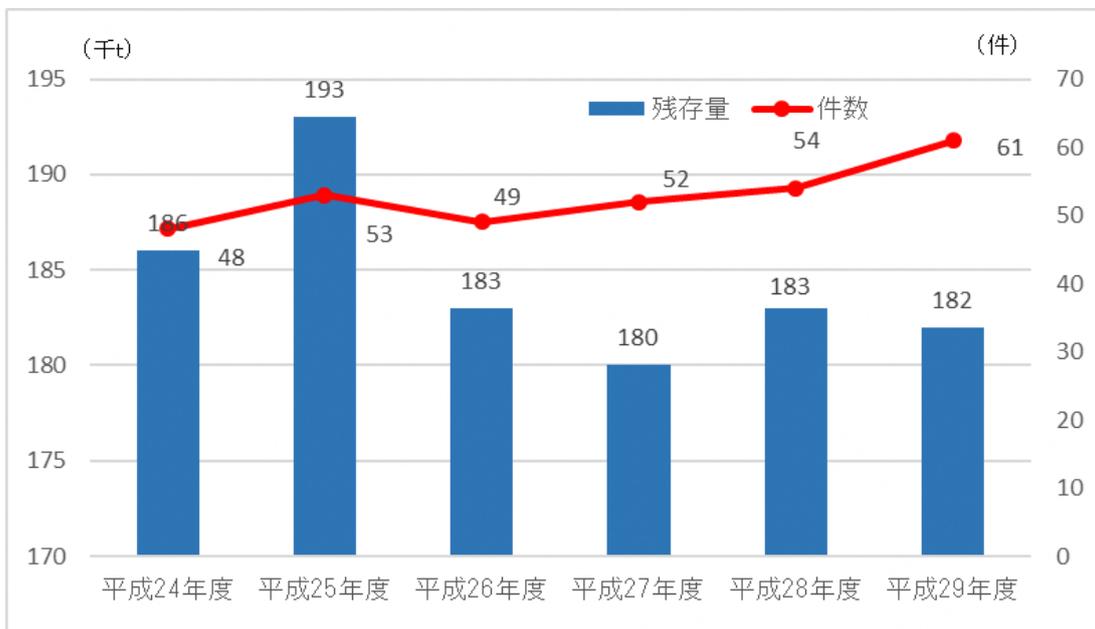


図 6 - 1 産業廃棄物の不法投棄判明件数の推移（道内）



※ 廃棄物処理法第 12 条第 1 項、第 12 条の 2 第 1 項に規定する処理基準に適合しない処分が行われたもの及び法第 16 条の規定に違反し投棄されたもので、1 件あたりの量が 10 トン以上の事案

図 6 - 2 産業廃棄物の不法投棄等残存状況の推移（道内）

○ 課題

- ・ 残存している不法投棄による生活環境保全上の支障は確認されていませんが、計画的に調

査を行い、原因者が特定されていないものは、関係者の協力を求め、原状回復していく必要があります。

- ・ 長期化した不法投棄は、原状回復が進まない傾向にあるため、道民、事業者、道、市町村等、全ての主体が監視の目となり、早期発見、早期対応に努める必要があります。
- ・ 一般廃棄物の不法投棄案件では、市町村が支出する撤去・処分費用がかさむことも多く、未然防止に向けた一層の取組が必要です。
- ・ 建設工事等では、発注者、元請業者、下請業者など廃棄物を取り扱う者が多数存在するという特殊性等から、排出者責任の徹底を図る必要があります。

○ 令和6年度目標

区分	現状	目標（令和6年度）
産業廃棄物の大規模不法投棄事案（投棄量が10tを超えるもの）の判明件数	H27 4件	ゼロ
	H28 2件	
	H29 4件	
産業廃棄物の不法投棄等残存件数と残存量	H29末 61件※ 182千トン※	残存件数、残存量ともに、現状より減少

※ 1件あたりの量が10トン以上のもの

○ 基本的な方向

- ① 不法投棄等の不適正処理の未然防止及び早期発見、早期対応
- ② 不法投棄等の不適正処理の原因者への厳正な対処

○ 道民の協力

- ① 一般廃棄物の適正処理に係る市町村の施策に協力するものとします。
- ② 身近な地域の不法投棄等発生防止のため普段から注意を払い、不法投棄等を発見した場合は、道又は市町村、警察等へ通報するなど早期発見、早期対応に協力するものとします。
- ③ 土地を所有し又は管理する者は、当該土地において廃棄物の不適正な処理が行われないようその土地の適正な管理に努めるものとします。

○ 排出事業者の責務

- ① 排出事業者責任を徹底し、事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理するものとします。
- ② 廃棄物の処理を廃棄物処理業者へ委託する場合は、法令に基づき適正な委託を行うとともに、処理委託した廃棄物の最終処分が終了するまで、その処理状況を適切に把握・管理するものとします。
- ③ 企業の環境行動の一環として、不法投棄等の未然防止のために企業をあげて普段から注意を払うとともに、不法投棄等を発見した場合は、速やかに道又は市町村、警察等へ通報するものとします。

○ 処理業者の責務

- ① 廃棄物処理法を遵守し、廃棄物の適正処理を推進するものとします。
- ② 処理を受託した廃棄物の処理状況を、適宜、排出業者に情報提供するものとします。
- ③ 業界団体は、市町村、道等の関係機関が行う不法投棄防止対策に積極的に協力するものとします。

○ 市町村の責務

- ① 一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物の適正処理を推進するものとします。
- ② 管轄する地域の不法投棄等の監視を行い、関係機関への連絡調整を行うものとします。
- ③ 一般廃棄物の不法投棄等を認知した場合は、原因者を究明し、原状回復措置を講じさせるとともに、警察に通報するなど厳正に対処するものとします。

○ 道の主な施策

〈監視活動〉

- ① 残存する不法投棄等の不適正処理の状況に的確に把握し、状況に応じた対策を検討の上、原状回復に向けて計画的に対応します。
- ② 循環条例に基づき産業廃棄物の保管状況を把握し、産業廃棄物の放置等の未然防止を図ります。
- ③ 廃棄物処理業者、収集運搬業者、不適正処理現場等への立入検査を実施するほか、環境月間（6月）と廃棄物適正処理推進月間（10月）には、北海道警察、海上保安庁、関係団体等と連携し、休日・夜間監視、路上検問やヘリコプター監視など、監視活動を重点的に実施します。
- ④ 可搬型監視カメラや無人航空機（ドローン）など、新たな技術も活用しつつ、監視活動の拡充に努めます。
- ⑤ 悪質・巧妙化する不法投棄等に的確に対応するため、警察OB等の不法投棄等の対応について必要な知識と経験を有し積極的な職務を遂行できる者を主な振興局に配置します。

〈情報収集〉

- ⑥ フリーダイヤル「産廃110番」を設置するとともに、民間団体等との不法投棄等撲滅協定により、違法な行為の未然防止・早期対応を図ります。

〈個別事案対応〉

- ⑦ 排出事業者責任の周知を図るとともに、関係者との連携により、排出事業者、処理業者等に対し、的確に指導・助言を実施します。
- ⑧ 処理基準に適合しない処理については、行政命令を迅速に行います。
また、行政命令違反、不法投棄、焼却禁止違反等の行為については、警察との連携により、厳正に対処します。

〈関係機関との連携〉

- ⑨ 北海道警察、海上保安庁等により構成される「北海道廃棄物不法処理対策戦略会議」等により、関係機関が連携して、不法投棄等の未然防止や早期発見・早期対応のための体制の充実に努めます。
- ⑩ 市町村とともに一般廃棄物に係る効果的な不法投棄等の対策を推進するため「地域別廃棄物不法処理対策戦略会議」で適切な対策を検討します。
- ⑪ 地域の特性や課題を踏まえ、道民・企業・団体・行政が連携し、不法投棄等の未然防止など環境保全に向けた行動への取組を支援します。

〈普及啓発〉

- ⑫ 新聞広告やJR、バスを利用した交通広告の実施、ポスター・チラシを作成し、関係団体等へ配布することにより、普及啓発を行います。
特に、環境月間（6月）と廃棄物適正処理推進月間（10月）には、広報活動などを通じて、住民の理解の促進を図ります。

3 道外産業廃棄物の取扱い

○ 現状

- ・ 道外で排出された産業廃棄物（以下「道外産業廃棄物」という。）は、循環条例に基づき、排出事業者が知事と協議（以下「事前協議」という。）し、知事はその内容を確認の上、道外産業廃棄物の搬入を認めています。

平成 29 年度（2017 年度）は、ばいじん 376 千トン、汚泥 67 千トン、廃プラスチック類 25 千トンが、循環的利用のため道内に搬入されています。

- ・ なお、PCB 処理計画に基づく PCB 廃棄物を処理する拠点的広域処理施設や、水銀又はその化合物を含む産業廃棄物を処理し、水銀を回収する施設で特殊な処理が行われる場合は、その特殊性や適正処理の確保等を勘案し、事前協議の対象外としています。（PCB 廃棄物は道内で積み替え又は保管を行わずに当該施設まで運搬するときに限る）

平成 30 年度（2018 年度）は、PCB 廃棄物は高圧トランス等が 2,699 台、安定器等が約 900 トンが、その処理のために道内に搬入されています。

○ 課題

- ・ PCB 廃棄物は、高圧トランス・コンデンサ等が東北等 15 県、安定器等・汚染物が 15 県のほか東京都等 1 都 3 県から道内に搬入されることになっていますが、それぞれ処理期限が定められていることから、期限までに安全かつ確実に処理が行われる必要があります。
- ・ 道内に搬入される産業廃棄物は、増加していることから、適切に循環利用され、道内の産業廃棄物の処理に支障が生じることのないように、確認を徹底する必要があります
- ・ 水銀は、「水銀に関する水俣条約」の発効により、今後その利用が制限されることから、道内搬入のあり方について検討する必要があります。

○ 令和 6 年度目標

全ての道外産業廃棄物（道内搬入分）の適正処理

○ 基本的な方向

道外産業廃棄物の受入れは、専ら道内で循環的な利用を行うためのものに限り、道内から発生する廃棄物の処理に支障を来さない場合であることなど、循環条例に基づき、適正に対応します。

○ 道の主な施策

- ① 循環条例に基づく道外産業廃棄物の事前協議の周知の徹底を図るとともに、協議をしないで搬入した者に対しては条例に基づき厳正に対処します。
- ② 事前協議の内容の確認に当たっては、循環条例で規定されている確認事項のほか、道内で排出された産業廃棄物の処理状況に留意します。
- ③ 必要に応じて、関係機関と連携し、道外産業廃棄物に係る監視を行います。

4 普及啓発等

○ 現状

- ・ 道や市町村、関係機関・団体は、連携・協力しながら 3R や適正処理に関する普及啓発、環境教育を実施しています。
- ・ 令和元年度（2019 年度）の道民意識調査の結果でみると、ごみの減量化やリサイクルを意識している人は 93% を超え、実践している人^{*1}は全体の約 21%～68% となっています。また、事業者における環境に配慮した取組として、環境管理システムの認証取得事業所

数*2でみると、平成28年度（2016年度）では569件となっています。

- ・平成19年度（2007年度）から設置した産廃110番の通報受理件数でみると、毎年約30～60件程度で推移しています。

*1 実践している人：「いつも取り組んでいる」（21%）から、これに「ときどき取り組んでいる」（47%）を加えた割合を範囲とした。

*2 環境管理システムの認証取得事業所数：3種類の環境管理システム（国際規格の「ISO14001」、環境省が策定した中小企業向けの「エコアクション21（EA21）」、北海道独自の「北海道環境マネジメントシステム・スタンダード（HES）」の認証を取得している道内事業所数の合計（累積）。

○ 課題

3Rの取組を意識している道民の割合に比べ、実践している人の割合が低く、3Rの取組を推進することが求められています。

また、3Rの取組を進めていく上では、3Rに優先する2Rを意識することが大切です。

○ 基本的な方向

道や市町村、関係機関・団体により連携した普及啓発、環境教育の推進

○ 道の主な施策

- ① 「地球温暖化対策に係る『第4期 道の事務・事業に関する実行計画』」に基づき、率先して環境への負荷の少ない行動を実践するとともに、道民・事業者の取組を促します。
- ② 廃棄物の発生・排出を抑制する模範的な取組を行っている事業者を表彰する「北海道ゼロ・エミ大賞」を実施し、排出抑制に関する意識の醸成を図ります。
- ③ 「3R推進月間」等で、広報媒体や各種イベントを利用し、3Rや適正処理の取組に関する普及啓発等を国、市町村、関係団体と連携しながら行います。
また、道のホームページで、3Rの各種法制度による取組を紹介します。
- ④ 道内における一般廃棄物のリサイクルの状況や「北海道ゼロ・エミ大賞」の表彰を受けた事業者の先進的な取組を紹介する「3Rハンドブック」を作成し、広く配布します。
- ⑤ ポスターや標語の公募・作品に対する表彰・展示等により、3Rや適正処理に係る小中学生の意識の向上を図ります。
- ⑥ 住民団体や学校等が開催する環境問題に関する学習会等に講師を派遣し、地域の3R推進の取組を支援します。
- ⑦ 道民、事業者に対するグリーン購入の普及啓発等により、再生品の利用拡大を進めます。

5 支援体制

○ 現状

- ・ 地方独立行政法人北海道立総合研究機構では、廃棄物処理の適正処理、リサイクル関連の民間企業に対する技術的支援、共同研究等に取り組んでいます。
- ・ 道では、循環資源利用促進税を財源として、産業廃棄物の循環的利用に関する情報の提供や排出抑制・リサイクルに係る設備整備や研究開発への支援などを行っています。

○ 課題

- ・ 廃棄物の処理や利用技術が多岐にわたっている中で、専門の窓口がないなど調査研究や技術指導體制が必ずしも十分とは言えない状況です。
- ・ 事業者において、産業廃棄物の排出抑制やリサイクル製品の開発等、循環型社会の形成に係る取組が進められてきていますが、循環型社会ビジネスの振興の観点から、循環資源

のより一層の利用拡大に向けた継続的な支援が必要です。

○ 道の主な施策

- ① 地方独立行政法人北海道立総合研究機構等と連携し、廃棄物の適正処理等に関する研究や民間企業への支援等を進めます。
- ② 産業廃棄物の排出抑制やリサイクルに係る設備整備・研究開発への支援を行います。
- ③ リサイクル製品の物流ルート検証、コスト算定等を目的として行う実証実験や市場調査に係る経費への支援を行います。
- ④ 中小企業における産業廃棄物のリサイクル等に関する課題解決のため、事業者等にリサイクルアドバイザーを派遣します。
- ⑤ 「北海道再生品利用拡大方針」に基づき導入した「北海道リサイクル製品認定制度」及び「北海道リサイクルブランド認定制度」により、リサイクル製品の認定を行い、認定製品の率先使用、認定制度や製品に係る情報提供、普及啓発等により認定リサイクル製品の需要拡大を図ります。

6 制度の改善

○ 現状と課題

廃棄物の処理に関しては、廃棄物処理法の度重なる改正等により、排出者責任や罰則の強化等による適正処理の確保を図るとともに、国の認定による広域的処理や無害化処理等の特例制度の創設等を通じ、廃棄物の再生使用や有害な廃棄物の処理が推進されています。

また、拡大製造者責任を踏まえて制定された資源有効促進法や各個別リサイクル法により、廃棄物の発生抑制や循環利用が進んでいます。

国では、各法や法に基づく制度の施行状況等の点検評価や必要な措置の検討を行い、見直しを行っています。

○ 道の主な施策

法令や関係制度について、道の運用上の支障がある場合や市町村等からの要望状況等を踏まえ、国に随時、道単独若しくは都道府県からなる廃棄物関係の各会議と連携し、必要な改正を要望します。

第9章 計画の推進

1 数値目標に係る現状把握

毎年度、第3章に掲げる目標について、一般廃棄物については「一般廃棄物処理実態調査」や「資源リサイクル実態調査」により、産業廃棄物については「産業廃棄物処理状況調査」により、現状を把握します。

2 進行管理

北海道環境政策推進会議などにおいて、関連する道の施策の実施状況を把握・検証し、進行が遅れている場合には、関係部局に適切な対応を促すとともに、各種施策の見直しや新たな施策を検討します。

また、関連する市町村の施策を調査・点検し、市町村に対して処理計画に沿った施策の推進を促します。

さらに、業種別の処理方針に記載した目標に対して進行状況が遅れている業種は、必要に応じて、当該関係団体と減量化や適正処理に向けた協議を行い、適切な対応を促します。

3 公表

目標の達成状況、施策の実施状況は、毎年度作成する「北海道環境白書」で公表します。また、一般廃棄物や産業廃棄物の処理状況等の概要は、道のホームページで公表します。

4 次期計画

令和6年度（2024年度）に処理計画の進捗状況等を評価し、次期処理計画を策定します。

なお、基本計画の見直しや国の基本方針の変更、その他計画に係る社会情勢に変化があったときは、必要に応じて見直しを行います。